

第5次 千葉市男女共同参画 ハーモニープラン

～未来を創る多様な力～

令和5年度 ≫ 令和9年度

令和8年3月改定

千葉市は、多様な産業を有するとともに、里山や谷津田など豊かな自然にも恵まれ、都市の活力と自然の潤いが調和したまちとして発展し、現在98万人を超える市民が暮らしています。

本市では、こうした特性を生かし、市民一人ひとりが生活の豊かさを実感しながら自分らしく活躍できる社会の実現を目指し、働く女性はもとより、様々な分野で活躍する女性への支援と、その活躍を支える環境の充実を重要な課題と位置づけ、施策を推進してまいりました。



また、国全体に目を向けると、令和7年10月に初めての女性首相が誕生したほか、民間においても管理職・役員として活躍する女性が増加傾向にあります。これまで指摘されてきた政治・経済分野をはじめ、様々な分野において、女性の活躍が広がっていくことが期待されます。

さらに、男性の育児休業取得率が上昇し、結婚・出産期にあたる30代を中心に女性の就業率が低下する、いわゆる「M字カーブ」も解消に向かうなど、性別に関わらず、多様な生き方を選択できる社会が実現しつつあります。

一方で、生き方の多様化に伴い、女性が抱える問題は複雑化しています。社会には性別によって役割を固定化する意識が根強く残り、性差に関する偏見を背景に、性被害や家庭環境、地域社会との関係性など、様々な困難に直面する女性が今なお少なくありません。

こうした状況を踏まえ、支援の根拠を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から転換し、新たな支援の枠組みを構築するために、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。あわせて、困難な問題を抱える女性への支援を行うことが、地方公共団体の責務として明確化されました。

千葉市では、これまでも「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」及び「男女共同参画基本計画」に基づき、幅広く女性への支援に取り組んでまいりましたが、本市における現状と課題をより明確にし、計画的に施策を推進するため、「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を改定することとしました。今回の改定により、本計画を困難女性支援法に基づく市町村基本計画として位置づけ、必要な施策を着実に実施してまいります。

今後も、性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしく暮らすことのできる千葉市の実現に向け、着実に取り組んでまいります。

令和8年（2026年）3月
千葉市長

神谷俊一

目 次

第1章	計画の考え方	1
1	趣旨	1
2	背景	3
3	基本的視点	14
4	位置づけ・期間	15
5	推進体制	16
第2章	施策の内容	18
基本目標	I あらゆる分野における女性の活躍	18
	① 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大	20
	② 働く場における男女共同参画の推進	23
	③ 男女がともに担う地域社会づくり	27
基本目標	II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現	29
	① 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応	31
	② セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応	31
	③ 男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援	34
	④ 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり	44
	⑤ 生涯にわたる健康づくりの促進	48
	⑥ 防災・復興における男女共同参画の推進	50
基本目標	III ワーク・ライフ・バランスの実現	52
	① 多様で柔軟な働き方の推進	53
	② 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援)	56
	③ 市民に寄り添ったデジタル化の推進	61
基本目標	IV 人材の育成と理解の促進	63
	① 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進	64
	② 市民の理解促進・家庭や地域における学習機会の充実	68
	③ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援	70
	参考資料	72
1	千葉市の男女共同参画施策の経緯	72
2	施策体系表	74
3	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	75
4	男女共同参画基本法	79
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	85
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	99

1 趣旨

平成 15 年（2003 年）4 月に施行した「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

【令和 8 年 3 月 改定の趣旨】

社会経済情勢の急激な変化に伴い、女性が抱える問題は多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることから、令和 4 年 5 月 19 日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」（以下「困難女性支援法」という。）が成立し、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされました。

また、令和 6 年 4 月 1 日の同法施行を控え、令和 5 年 3 月 29 日には、厚生労働省により、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公示されました。

これらを受けて、千葉県においても、令和 6 年 3 月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」が策定されました。

こうした動向を踏まえて、本市として、多様化、複合化、複雑化する女性の抱える問題に対応し、女性が安心して自立できる社会の実現を目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 5 年 3 月に策定した「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」（以下、「第 5 次ハーモニープラン」という。）を改定し、関連する社会経済情勢や課題の整理、具体的事業の再編を行います。

（1）目指すべき社会（ハーモニー条例前文）

ハーモニー条例では、市、市民及び事業者が協力して目指すべきものとして、次のような社会を掲げています。

**すべての市民が
男女の別なく
個人として尊重され
お互いに対等な立場で
あらゆる分野に
参画する機会が確保され
責任を分かちあう
男女共同参画社会**

(2) 基本理念（ハーモニー条例第3条）

ハーモニー条例では、男女共同参画社会の形成を推進するに当たり、次のような基本理念を掲げています。

①男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

②男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

③市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

④意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

⑤家庭生活と社会生活の円滑な運営

女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族や社会の一員としての役割を果たせること

⑥生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

⑦国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

2 背景

(1) 社会経済情勢

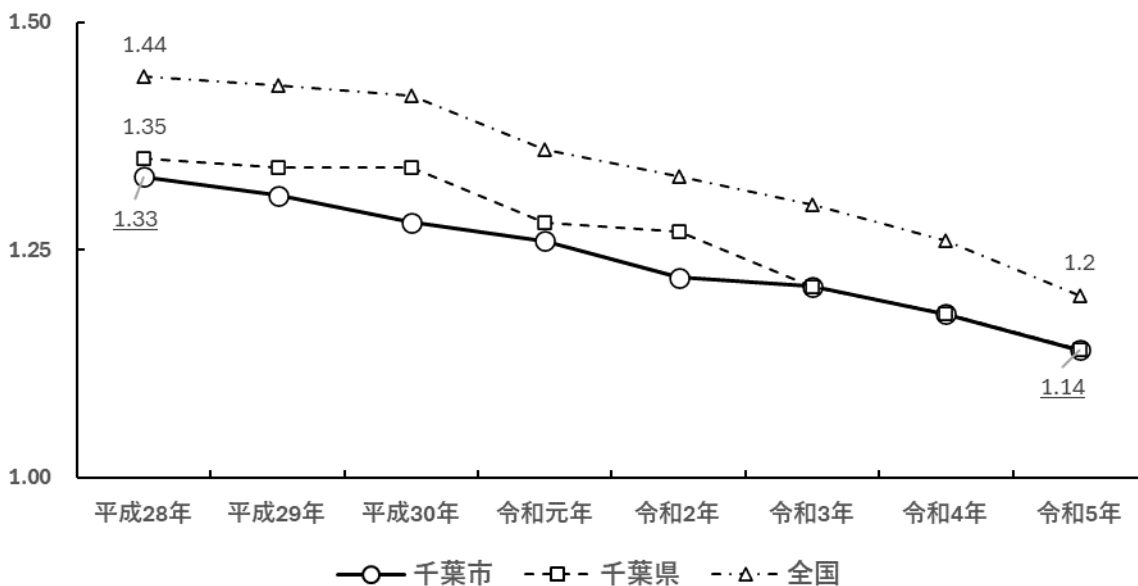
これまで、千葉市は、男女共同参画社会の実現に向け、拠点施設の整備や、ハーモニー条例の施行、4次にわたる基本計画の策定と施策の実施など、着実に取組みを進めてきました。

第5次プランの策定にあたっては、第4次プラン策定以後の以下のような社会経済情勢と千葉市の状況を踏まえた内容としています。

① 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

千葉市の合計特殊出生率は年々低下し、令和5年（2023年）は1.14となっており、人口は2020年代前半をピークに減少に転じる見込みです。

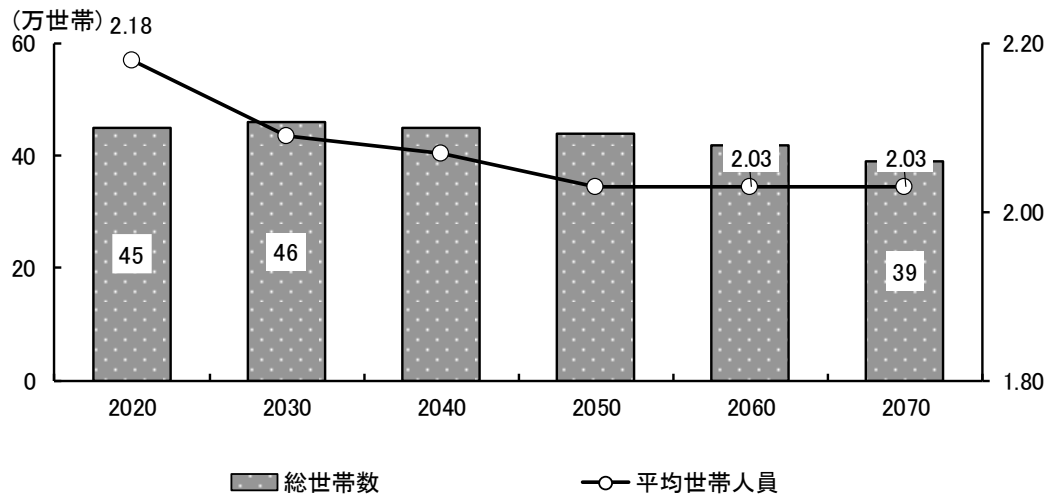
【図1 合計特殊出生率】



出典：全国・千葉県「人口動態統計」、千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、千葉市の1世帯当りの平均人員は年々低下することが見込まれます。

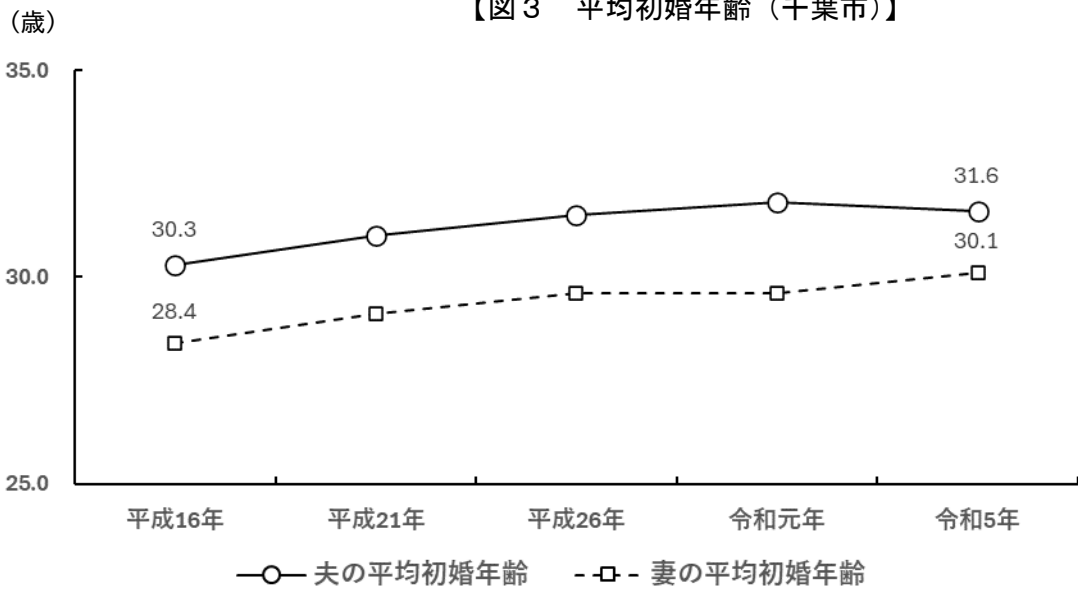
【図2 世帯数及び平均世帯人員の推計（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

さらに、平均初婚年齢については、令和5年（2023年）で夫31.6歳、妻30.1歳と年々高くなる傾向にあります。

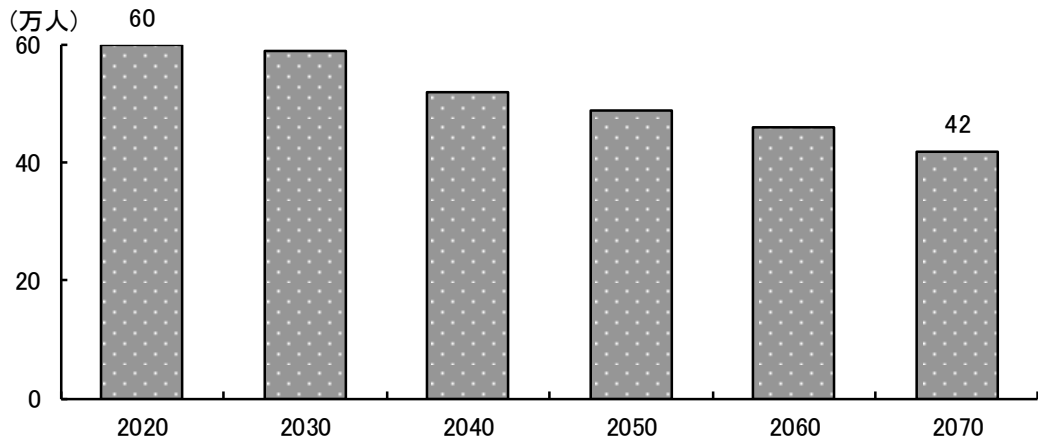
【図3 平均初婚年齢（千葉市）】



出典：千葉市保健統計を基に作成

加えて、生産年齢人口（15-64歳）は継続的に減少し、分野を問わず生産活動に携わる労働力不足が懸念されます。

【図4 生産年齢人口（15-64歳）の見通し（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

このように、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される中で、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、社会全体として、地域社会の担い手の確保や経済社会の持続可能性向上にもつながっていきます。

また、希望する者が経済的な不安等を解消して結婚できるようにするとともに、子どもを産み・育てたいと思う人が安心して出産・子育てしやすい環境の整備が必要です。

② 災害等リスクの増大

近年、人間活動の拡大に伴い地球温暖化が進行しており、今後、極端な降水や台風の発生など気温上昇に伴う影響が深刻化することが懸念されます。

千葉市においても、令和元年（2019年）には台風・大雨により次々と被災し甚大な被害を受けました。

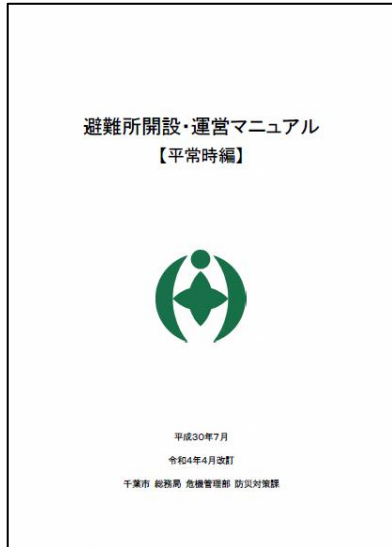
【近年発生した災害】

災害名	被害状況
令和元年（2019年） 房総半島台風 （台風第15号） 9月9日千葉市付近に 上陸	死者：2人 負傷者：重傷1人、軽傷12人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症4人、 軽傷49人 住家被害：全壊14件、半壊245件、 一部破損6,367件、床上浸水3件、 床下浸水4件 避難者数：最大612人
令和元年（2019年） 東日本台風 （台風第19号） 10月12日伊豆半島 に上陸	死者：0人 負傷者：重傷0人、軽傷4人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症0人、 軽傷1人 住家被害：全壊0件、半壊0件、一部破損83件 避難者数：最大2,106人
令和元年（2019年） 10月25日大雨	死者：3人 負傷者：重傷1人、軽傷2人 住家被害：全壊8件、半壊19件、 一部破損38件、床上浸水39件、 床下浸水78件 避難者数：最大63人

出典：庁内資料を基に作成

また、千葉市を含む首都圏は、マグニチュード7クラスの地震が発生する可能性が高いとされています。その場合、建物やライフラインへの被害の発生、交通麻痺に伴う帰宅困難者の発生等が強く懸念されます。

このような状況においては、迅速な復旧・復興が可能で、災害に強い地域社会づくり、まちづくりが求められており、そのためには、男女双方の視点を活かした地域社会づくり、まちづくりが行われるとともに、男女双方が防災・復興の主体的な担い手となることが不可欠です。

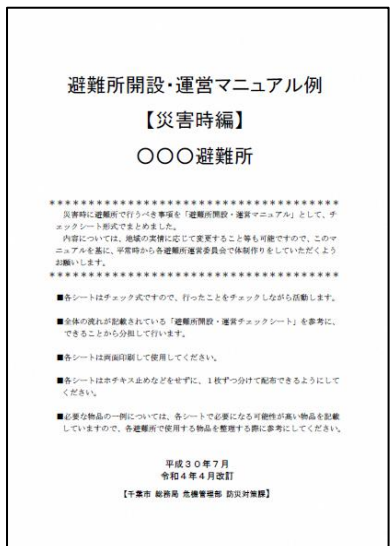


< 避難所開設・運営マニュアル【平常時編】 >

避難所運営委員会が、災害発生時に避難所運営を円滑に行うことができるように、主に平常時に行う活動をまとめたものです。

避難所運営の基本方針や、避難所開設・運営マニュアル作成等の、平常時から準備していくことが記載されています。

男性や女性、LGBTからの視点での配慮等についても盛り込まれています。



< 避難所開設・運営マニュアル例【災害時編】 >

各避難所運営委員会が、避難所開設・運営マニュアルを作成する際の参考とするために千葉市が作成したマニュアル例です。

少なくとも委員の3割以上は女性にすることなどの男女共同参画の視点や、災害時の性別特有のニーズやLGBTのニーズを意識し、避難所運営に反映させるためのチェックシートが盛り込まれています。

さらに、大規模災害の発生時には、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時に男女双方が活躍し、どちらか一方に負担が集中することがない体制づくりを推進する必要があります。

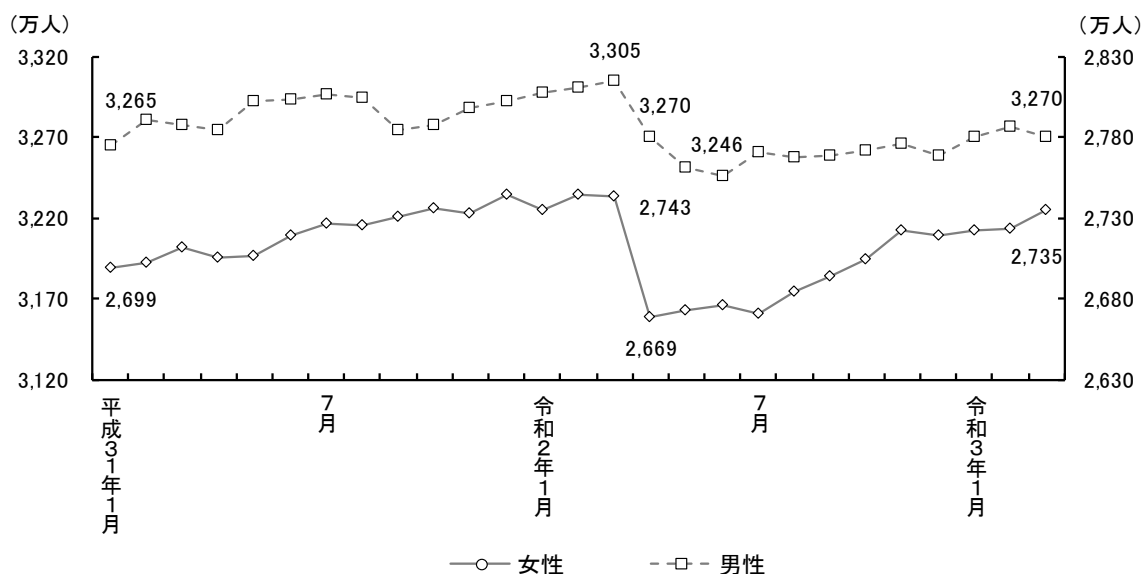
③ 新型コロナウイルス等感染症拡大リスクの増大

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス（C o v i d - 1 9）は、グローバルな移動環境を背景に短期間で世界中に伝播し、大都市を中心に感染拡大し経済活動を停滞させるなど、過密都市やグローバル経済の感染症に対する脆弱性を顕在化させました。

こうした課題を克服し、しなやかで質の高い社会経済を構築していくためには、医療体制の充実はもとより、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークや在宅勤務、時差出勤などの新しい働き方の普及・浸透も含め、「新たな日常」を通じた、社会経済活動・行政活動の一層の効率化を進めていくことが必要であり、テクノロジーも活用しながら、感染症リスクに対応した新たなライフスタイルを支えるまちづくりを推進することが必要です。

また、男女間においては、行動制限等により、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等が大きく影響を受けたことにより、女性の雇用、所得が、男性に比べて大きく減少するなど、男女間の格差が依然として大きいことが浮き彫りになりました。さらに、生活不安やストレス、外出自粛等の影響により、全国的にDV相談が増加するなど、様々な問題が表面化しました。

【図5 新型コロナウイルス感染症拡大前後の雇用者数の推移（全国）】



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和3年度）」を基に作成

④ テクノロジーの進展

テクノロジーの進展とともに幅広い分野におけるAIなどの社会実装が進み、社会のデジタル化が着実に進行しています。

経済活動や社会の規範、人々の価値観・ライフスタイルなど広範囲で変化が加速する中、テクノロジーは生産性向上やインクルーシブな社会の実現など、社会的課題を解決・緩和し、質の高い社会を実現し得る、より一層、重要なツールとなります。

そこで、市民一人ひとりが自分に最適な暮らしを実感でき、多様な主体が地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組むことができる社会の実現に向けて、テクノロジーの効用を最大限発揮させる必要があります。そのためには、幅広い主体の連携によるスマートシティの推進とともに、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが求められています。

また、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野における人材育成が求められていますが、全国的に、大学等で理工系分野を専攻する女性や研究者に占める女性の割合が低く、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。

⑤ 女性が抱える問題の複雑化と制度改正

女性の高学歴化や就業率の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化など、社会経済情勢の急激な変化に伴い、女性が抱える問題は多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しており、支援ニーズも複雑化しています。

そのため、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）に基づく婦人保護施策を中心とした枠組みでの対応に限界が生じ、新たに、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する必要性が高まりました。

このような状況を受け、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、旧売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築することを目指し、令和6年4月1日から困難女性支援法が施行されました。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされるとともに、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」の視点が取り入れられており、本市においても、関係機関や民間団体との一層の連携のもと、女性を支援していく必要があります。

(2) 国際社会・国・千葉県・千葉市の動き

①国際社会の動き

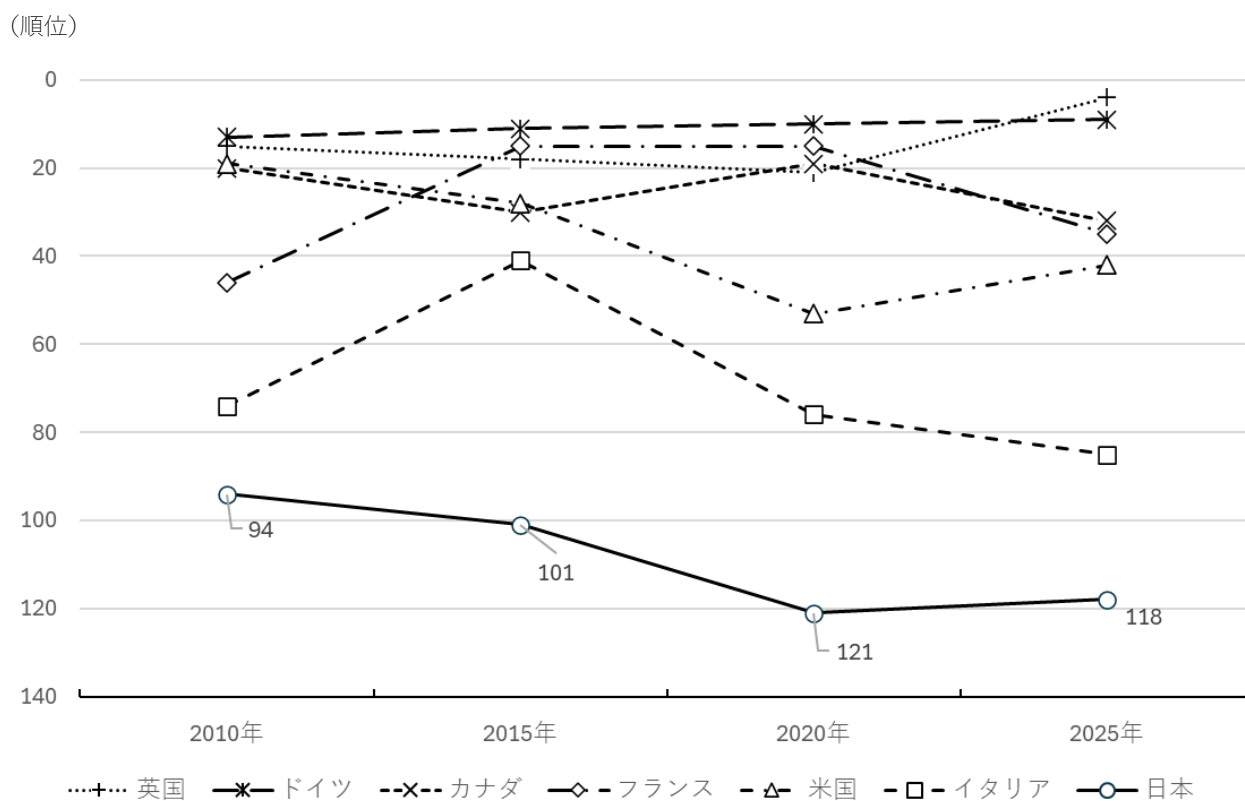
昭和54年(1979年)に国連で採択された女子差別撤廃条約や、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された北京宣言・行動綱領が事実上の国際基準となり、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

また、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

世界経済フォーラムが令和7年(2025年)に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は148か国中118位と下位に低迷しています。

G7各国で比較すると、公表が開始された平成18年(2006年)から、最下位の状況が続いており、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

ジェンダー・ギャップ指数 G7各国順位の推移



②国の動き

平成 11 年（1999 年）に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されており、令和 2 年（2020 年）には現行計画である「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。この計画では、目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、以下の 4 つの社会が改めて提示されています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、令和 7 年（2025 年）6 月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」の中では、第 5 次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組みを更に具体化する事項及び新たに取り組み事項として、以下の 5 つを掲げ、速やかに各取組みを進めるとされています。

- ①女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- ②全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり
- ③あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- ④個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- ⑤女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

なお、ジェンダー・ギャップ指数でも課題となっている政治分野では、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等、自主的な取組みの努力等が定められています。

一方で、性暴力被害への対応については、「第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）」において、ワンストップ支援センターの設置促進が盛り込まれ、全国で設置の動きが広がりました。

また、女性が抱える問題が複雑化し、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化する中で、従来の枠組みでは支援ニーズに対応することが難しくなっている状況を受け、国会においても、女性支援の根拠法を旧売春防止法から脱却する動きが強まり、

令和4年5月19日に、議員立法として「困難女性支援法」が成立しました。（令和6年4月1日施行）

さらに、同法の成立を受けて、令和5年3月29日に、「基本方針」が公示され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針が示されました。

③千葉県の動き

平成13年（2001年）3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を、その後、数次にわたる策定を経て、令和3年（2021年）には、現在の「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。

県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりや安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり等に取り組むなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

また、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定され、令和6年（2024年）1月1日に施行されました。

さらに、困難女性支援法の成立及び基本方針の公示を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、令和6年3月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和6年度～令和8年度）」を策定しました。

加えて、本計画に基づき、民間支援団体と協働し、アウトリーチ支援（巡回等）、相談・面談、居場所の提供を行う「困難な問題を抱える女性への支援事業」を令和6年度より開始しました。

④千葉市の動き

平成3年（1991年）9月に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定し、数次にわたる策定を経て、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

また、平成11年（1999年）12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」（平成23年（2011年）4月、「千葉市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更）を開設しました。

さらに、平成15年（2003年）4月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行し、男女共同参画推進の基本理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を

決めました。

加えて、平成 28 年（2016 年）3 月には、「ちば男女共同参画基本計画～第 4 次ハーモニープラン～」を策定し、5 つの基本目標を設定するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や、配偶者等からの暴力などの人権被害の防止、方針決定の場への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援など、重要性が増す課題に対応を図ってきました。

これを受けた現在の計画として、令和 5 年（2023 年）3 月に「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定し、5 つの基本的視点と 4 つの基本目標を設定するとともに、「女性の活躍」を強力に推進する取組や、安全・安心で自分らしい暮らしの実現、ワーク・ライフ・バランスの実現などの様々な施策に加え、その基盤となる人材の育成と理解の促進に取り組む姿勢を打ち出しました。

このほか、性暴力被害支援については、平成 27 年度から NPO 法人が運営する性暴力被害者支援センターへの助成を実施しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性を取り巻く課題が多様化、複合化、複雑化していることが顕在化した状況を踏まえ、令和 3 年度より、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体（以下、「民間支援団体」という。）の知見やノウハウを活用した、女性に寄り添うきめ細やかな支援として「千葉市女性のためのつながりサポート事業」を開始しました。

また、以前から、配偶者暴力相談支援センター等において、婦人相談員により、主に DV 被害者支援を行ってきましたが、困難女性支援法の施行に伴い、婦人相談員が新たに女性相談支援員として位置付けられることとなり、DV に限らず様々な困難を抱える女性に対し、包括的な支援を実施することとなりました。

3 基本的視点

計画の趣旨と背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すため、第5次プランの策定に当たる基本的視点を次のとおりとします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの強化

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化することが必要です。

(3) 多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援

多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。

(4) AI、IoT等の新たなテクノロジーの活用による環境の整備

AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組むことが必要です。

(5) 男女共同参画社会の形成をけん引する人材の育成

男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要であり、特に、次代のリーダーを育成するための若年世代を対象とした取組みが必要です。

4 位置づけ・期間

(1) 位置づけ

- 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成 23 年度（2011 年度）から後期計画として改定）」、「ちば男女共同参画基本計画・第 4 次ハーモニープラン」に次ぐ、千葉市の第 5 次計画です。
- 本計画は、ハーモニー条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条に規定されている市町村推進計画及び「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に規定されている市町村基本計画を兼ねるものとして策定します。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」を別に定めることとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととしており、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるため、令和 7 年度に改定しました。

5 推進体制

(1) 推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、本市では、次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

① 千葉市男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長等を構成員としています。

協議会の下に、生活文化スポーツ部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした幹事会が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

② 千葉市男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づく、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関です。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

③ 千葉市男女共同参画センター

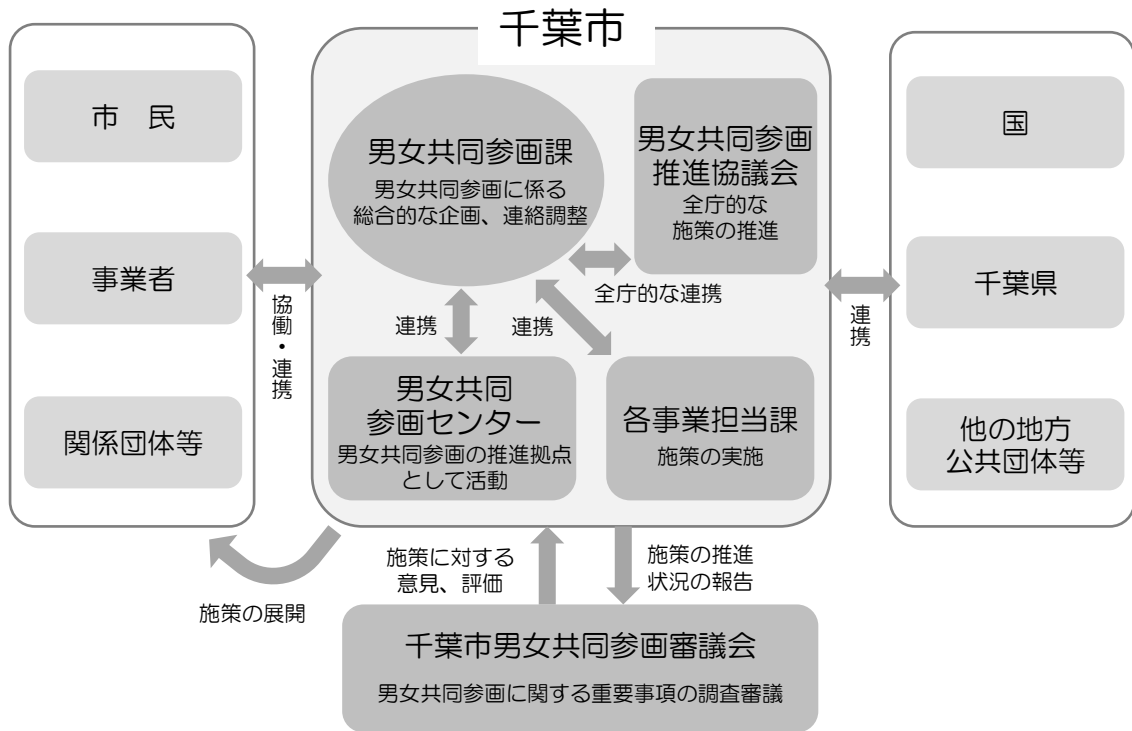
ハーモニー条例第15条に基づく、男女共同参画社会形成のための拠点施設です。

男女共同参画センターでは、男女平等を目指す市民の方の様々な活動や学習を支援するため、「調査・研究」「情報収集提供」「相談」「研修・学習」「交流啓発」の5つの機能を有しています。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、関係団体等との幅広い連携を推進します。

【推進体制図】



基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野に女性が参画し、その能力と個性を十分に発揮することは、少子高齢化と生産年齢人口の減少が進む現代において、豊かで活力ある持続可能な社会の発展に必要不可欠です。そのため、政策・経営方針決定過程や、働く場、地域社会等、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進します。

重点施策

政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大

行政自らが率先して取り組む姿勢で、市職員の管理職に占める女性の割合や、附属機関の女性委員等、政策・経営方針決定過程に関わる女性の割合を引き上げるため、女性が当該立場に就く機会を積極的に提供するなど、意思決定の場への女性の参画を拡大し、男女双方の意見が市政に反映されるよう取り組むとともに、市内事業所における女性の活躍を促進します。

指標

項目	現状値	目標値
市職員の管理職に占める女性割合 ※教職員含む	24.5% (令和4年4月1日)	30% (令和7年度)
附属機関の女性委員の割合	31.1% (令和4年4月1日)	40%以上 60%以下 (令和9年度)
えるぼし認定※を受けた市内企業数	21社 (令和4年12月末)	50社 (令和9年度)
町内自治会役員に占める女性の割合	31.9% (令和4年4月1日)	40%以上 60%以下 (令和9年度)

※「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定するもの

参考値

項目	現状値
千葉県の男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差（一般労働者（女性））※	78.6% （令和2年）

※男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として、女性一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

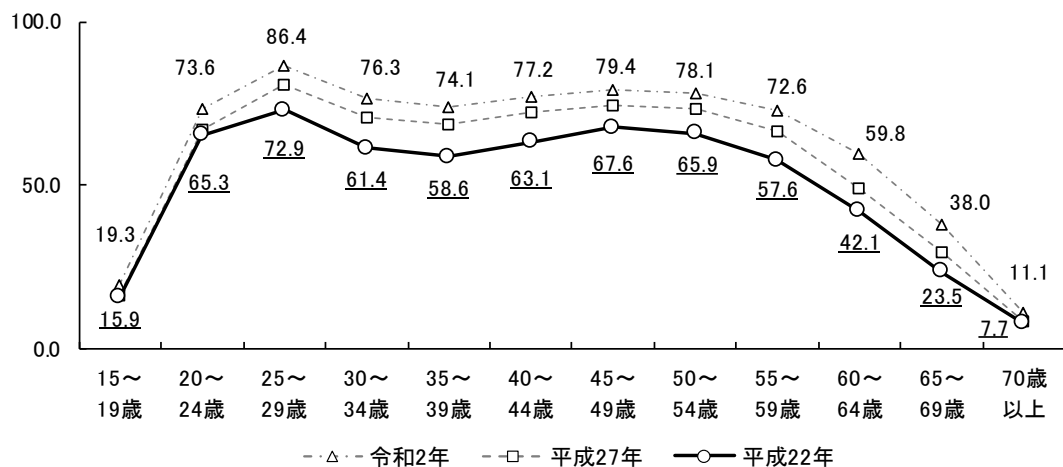
施策の方向性(1) 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

経済分野においては、結婚・出産期にあたる30代を中心に、働く女性が一時的に減少するいわゆるM字カーブ問題は解消に向いつつあります。

千葉市においても、育児期にある女性（35-39歳）の労働力率は、平成22年度（2010年度）には58.6%であったものが、令和2年度（2020年度）には74.1%となり、増加傾向にあります。

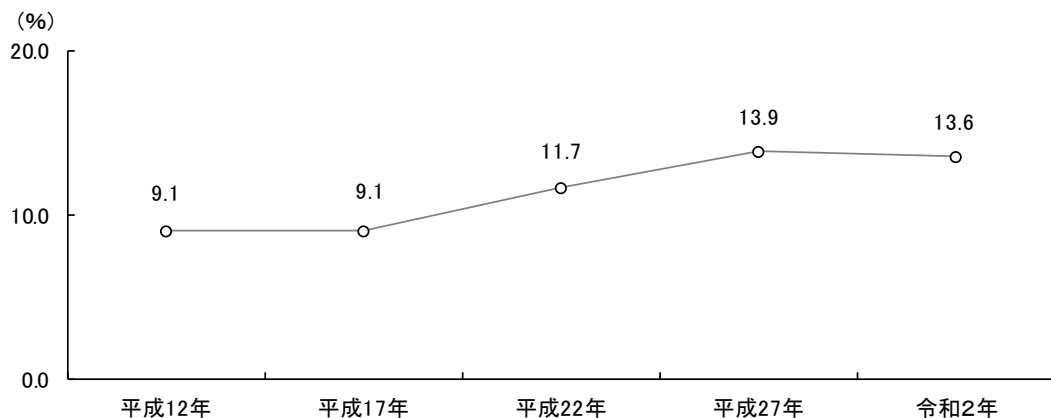
【図6 女性の年齢階級別労働力率の推移（千葉市）】



出典：「国勢調査」結果を基に作成

しかし、役員や管理職等の意思決定層への女性の登用は不十分で、令和2年度（2020年度）の国勢調査によると、千葉市における管理的職業従事者のうち、女性が占める割合は13.6%にとどまっています。

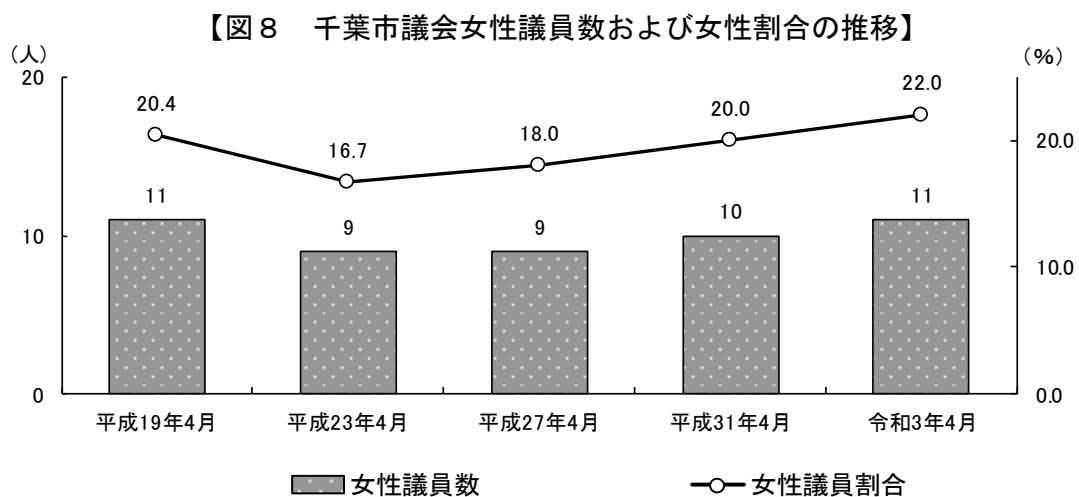
【図7 管理的職業従事者のうち女性が占める割合の推移（千葉市）】



出典：「国勢調査」結果を基に作成

また、政治分野については、女性の参画が全国的に非常に遅れた分野です。国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「統一地方選挙の候補者に占める女性の割合」の目標として令和7年（2025年）に35%という数値（※）が掲げられましたが、平成31年（2019年）4月の市議会議員選挙における候補者に占める女性の割合は、18.5%であり、また、千葉市の市議会議員に占める女性議員の割合は、平成27年（2015年）から増加はしているものの、令和3年（2021年）4月現在で22.0%と、いまだに少ない状況となっており、さらなる活躍が必要です。

そのため、政治分野と経済分野のいずれにおいても方針決定過程への女性の参画拡大を進め、男女双方の意見が明確に反映されるよう、積極的格差是正措置を含めたあらゆる取組みを進める必要があります。



出典：千葉市議会事務局資料を基に作成

※国が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自立的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

【具体的事業】

①政治・行政分野における女性の参画拡大

事業名	事業内容	所管課
女性職員の登用促進	市政運営への女性職員の参画を促進する。	人事課
職域拡大の推進	男女に偏りのない（性別による差別のない）職員の配置を推進する。	人事課
市職員に対する研修の充実	内部及び外部講師により、「男女共同参画」に対する理解度や意識の向上が図れるような研修や、女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する。	人材育成課
附属機関への女性委員の登用促進	附属機関の委員選任にあたり、所管課と事前協議を行い、女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課
女性リーダーの育成	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための支援を実施する。	男女共同参画課
子ども議会	千葉市の将来を担う子どもたちが、千葉市の現状と課題について話し合い、その解決に向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高める。	教育指導課
生徒会交流会	各校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などについてオンラインで情報交換や話し合いを行い、学校間の交流を図るとともに、自校の生徒会活動を充実・発展させるための機会とする。	教育指導課
小学校模擬選挙	若者の政治への関心の低さや選挙離れが課題となっている中、子どもの頃から実際の選挙と同様の体験をすることにより、政治や選挙への関心を高めることを目的として実施する。	選挙管理委員会

②事業所における女性の活躍推進

事業名	事業内容	所管課
事業所等における研修の支援	出前講座や資料の提供など、事業所等における研修を支援し、女性活躍の重要性を事業所等へ周知・啓発する。	男女共同参画課
女性活躍推進アドバイザー派遣	市内事業所における女性活躍を推進するため、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、一般事業主行動計画の策定や職場環境の整備に向けた助言・提案等を行う。	男女共同参画課

施策の方向性(2) 働く場における男女共同参画の推進

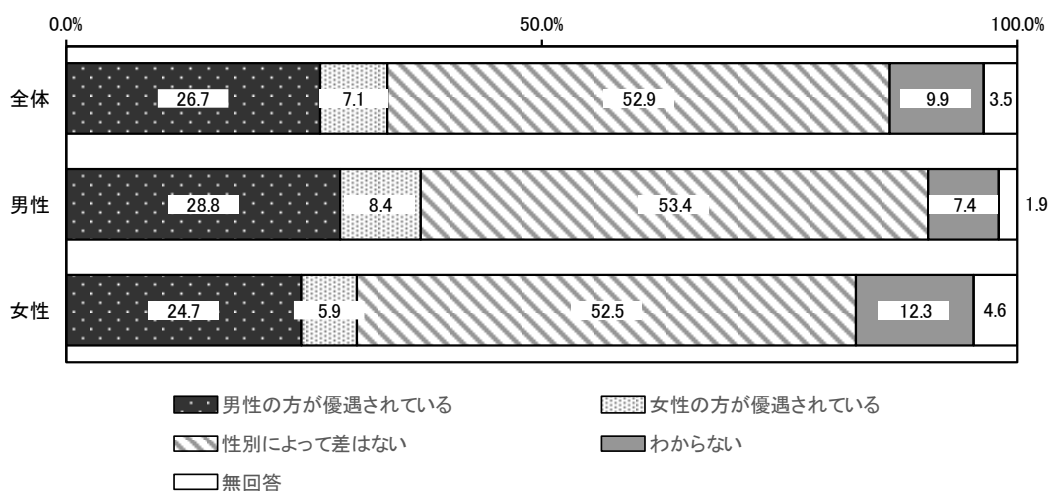
【現状と課題】

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択し、活力ある社会を実現するためには、働く場において、全ての方が能力を発揮できる環境づくりが必要です。

しかし、性別等を理由に、本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、管理職への登用や昇進等を阻まれる状態（ガラスの天井）の問題や、男性と女性が同じ組織で働いていても、職務や職責が異なること等から、女性はより低賃金となる傾向があることが指摘されています。

令和3年度（2021年度）「千葉市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「令和3年度調査」という。）によると、「あなたは、今の職場では性別によって扱いに差があると思いますか。」との質問で、26.7%の方が「男性の方が優遇されている」と回答するなど、男女の扱いに違いがあることがうかがえます。

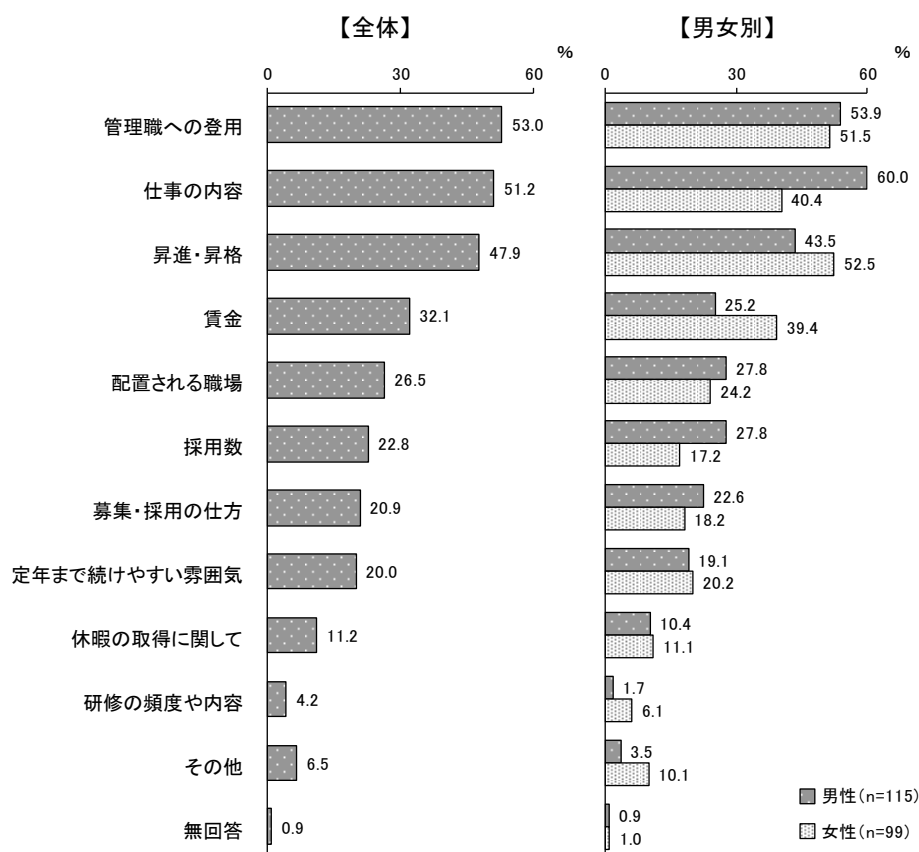
【図9 職場における性別の扱いの差の有無についての意識（千葉市）】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

また、「扱いに差があると思うのは具体的にどのようなことですか。」との質問では、「管理職への登用」の割合が 53.0%と最も高く、次いで「仕事の内容」の割合が 51.2%、「昇進・昇格」の割合が 47.9%、「賃金」の割合が 32.1%と続き、職場のあらゆる場面で差別的待遇が存在していることがうかがえます。

【図 10 性別による扱いの差の内容（職場）（千葉市）】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

働く場において、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会等の男女差別をなくし、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、あらゆる場面で女性に機会を積極的に提供するなど、男女共同参画の視点を一層広げていく取組みが必要です。

また、子育て・介護等により離職した方の再就職への支援や、起業など雇用によらない働き方への支援、農業等の分野における女性が働きやすい環境整備の支援を行うなど、様々なかたちで女性が能力を発揮できる社会づくりへの取組みが必要です。

【具体的事業】

①職場における男女の機会均等及び賃金格差の是正

事業名	事業内容	所管課
事業所等における研修の支援	出前講座や資料の提供など、事業所等における研修を支援し、女性活躍の重要性を事業所等へ周知・啓発する。	男女共同参画課
男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	男女共同参画センターにおいて、講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を行い、雇用分野の法制度を周知する。	男女共同参画課
労働相談の実施	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等について、労働相談員によるアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための相談を行う。	雇用推進課

②女性の再就職等の支援

事業名	事業内容	所管課
キャリア形成や自己表現等に関する講座の開催・情報提供	男女共同参画センターにおいて、キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座の開催や情報提供を行う。	男女共同参画課
女性への再就職支援	男女共同参画センターにおいて、再就職に関する講座や情報提供、相談を行い、結婚や育児などで退職した人の再就職を支援する。	男女共同参画課
女性への就労支援	結婚、出産、子育てなどで離職した女性を含む求職者を対象に、就職に役立つセミナーを開催する。	雇用推進課
ふるさとハローワーク	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援する。 また、求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	雇用推進課

③起業など雇用によらない働き方等への支援

事業名	事業内容	所管課
女性のための起業準備セミナー	男女共同参画センターにおいて、女性の起業を支援するための講座を開催する。	男女共同参画課
コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの情報提供及びシンポジウムなどを通じて普及啓発に努める。	産業支援課
資金調達支援	新事業創出に向けた起業資金調達支援を行う。	産業支援課
スタートアップ支援の強化	スタートアップ期にある事業者の事業成長を加速させるため、経営知識の習得や経営課題を解決する等の支援を行う。	産業支援課
インキュベート施設の管理運営	専任のコーディネーターによる、将来性のあるビジネスプランを有する創業者を支援する。	産業支援課
相談・助言事業	新たに創業を志す者に対して、企業の立ち上げにあたり必要となる情報を提供したり、様々な課題の解決を支援するために、窓口相談を行う。	産業支援課
農業経営における家族経営協定締結の支援	家族の話し合いに基づいた経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについての取り決めである家族経営協定の締結を支援する。	農地活用推進課

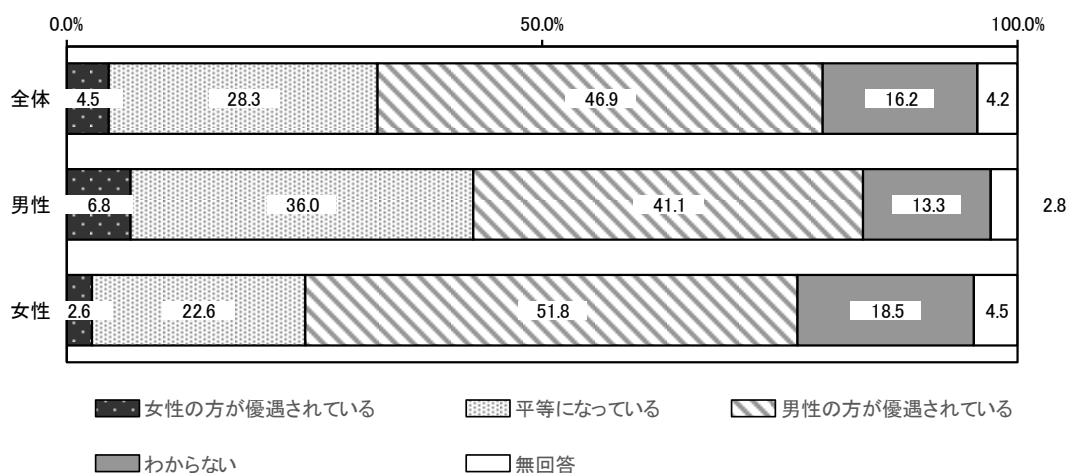
施策の方向性(3) 男女がともに担う地域社会づくり

【現状と課題】

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、地域社会づくりにおいて男女双方の意見を反映させることや、性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりへの取り組みが必要です。

しかし、令和3年度調査によると、地域社会における男女の地位について、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は46.9%と、「平等になっている」と回答した割合の28.3%を大きく上回るなど、地域社会において男性が優遇されている状況がうかがえます。

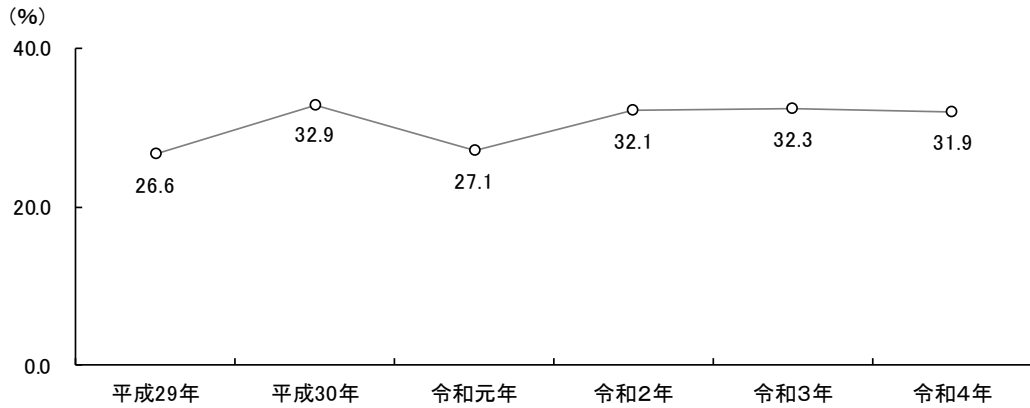
【図 11 男女の地位についての意識（地域社会）（千葉市）】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

また、町内自治会役員に占める女性の割合は、30%前後に留まっており、いまだに男性が多い状況が続いています。

【図 12 町内自治会役員に占める女性の割合（千葉市）】



出典：庁内資料（各年4月現在）を基に作成

地域は生活の本拠であり、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要です。

そのため、地域社会においても男女共同参画の視点に立ち、女性に機会を積極的に提供するなど、男女ともに担う地域社会づくりへの取り組みが必要です。

【具体的事業】

①地域の各種団体への女性の参画促進

事業名	事業内容	所管課
地域活動団体における女性役員の就任促進	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	市民自治推進課 男女共同参画課

基本目標 II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

男女共同参画社会の実現のためには、性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしい暮らしができる環境が必要です。

そのため、暴力やセクシュアルハラスメント、性犯罪の防止や被害への対応など、安全に暮らせる環境づくりへの取組みや、家庭や経済状況など個人の置かれた環境により、孤立したり、排除されたりすることなく、安心して暮らせる環境づくりへの取組み、性別や、性的指向・性自認、国籍等に関わらず、自分らしく暮らせる環境づくりへの取組みを進めます。

また、男女がともに生涯にわたり健康的に生きられるための取組みや、災害時や復興の局面においても、男女がともに安全・安心に暮らせるための取組みを進めます。

重点施策

・配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にとって大きな障壁となるものです。そのため、この計画の一部として、別に「第3次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を定め、取組みを推進します。

・多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

男女の性別に限らず、性的指向・性自認、国籍などに関わらず安心して暮らせるよう、理解の促進や環境作り、必要な支援に取り組みます。

指標

項目	現状値	目標値
ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった人数	14人 (令和3年度)	20人 (令和9年度)
困難女性支援事業における新規相談者数	432人※ (令和6年度)	700人 (令和9年度)
学校や職場内の人、LGBT(性的少数者)だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合	58.0% (令和4年度)	75% (令和9年度)
子宮けいがん検診受診率	47.9% (令和元年度 国民生活基礎調査)	次期「健やか未来 都市ちばプラン」 にて設定
乳がん検診受診率	57.7% (令和元年度 国民生活基礎調査)	次期「健やか未来 都市ちばプラン」 にて設定
消防局吏員に占める女性割合	4.3% (令和4年4月1日)	5.0% (令和8年度当初)

※「千葉県女性のためのつながりサポート事業」における新規相談者数

施策の方向性(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

本計画の一部として別に定める「第3次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」で記載しますので、そちらをご参照ください。

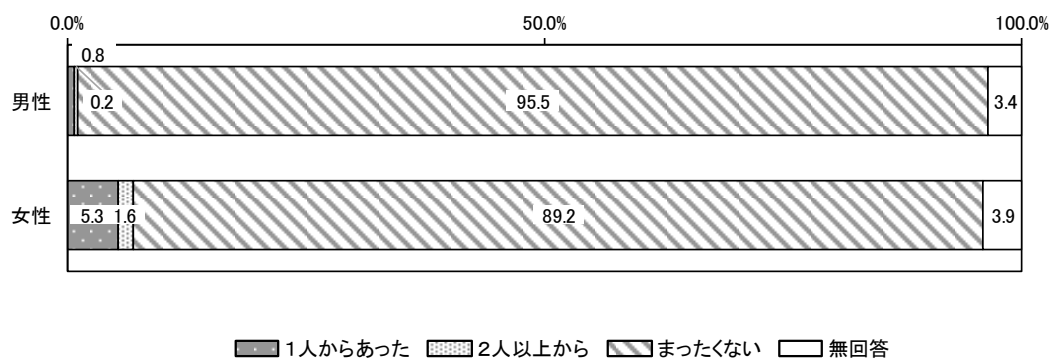
施策の方向性(2) セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

【現状と課題】

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

しかし、令和2年度（2020年度）の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約14人に1人になっており、依然として深刻な状況です。

【図13 無理やりに性交等をされた被害経験（全国）】

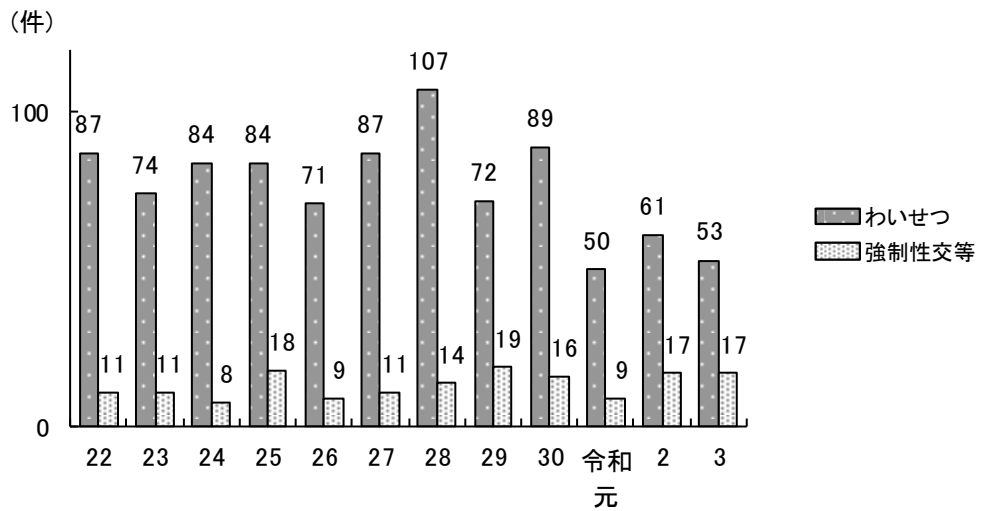


出典：内閣府男女共同参画白書（令和3年版）を基に作成

また、性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない状況です。

千葉県警察の「犯罪統計」（各年確定値）によると、千葉市内の強制性交等の認知件数は毎年15件程度、わいせつは50件以上となっており、本市においても、性犯罪が継続して発生している状況です。

【図 14 性犯罪の発生状況（認知件数）（千葉市）】



出典：千葉県警「犯罪統計」を基に作成

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は被害者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、人権侵害防止のための啓発や相談体制の充実、被害者支援への取組みが必要です。

【具体的事業】

①セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応

事業名	事業内容	所管課
セクシュアルハラスメントに関する啓発や情報提供	男女共同参画センターにおいて、セクシュアルハラスメントについて、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課
パープルリボンキャンペーンの実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課 こども家庭支援課

②性犯罪等に対する安全対策

事業名	事業内容	所管課
性暴力被害者の支援	性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力被害者支援センターの事業経費を助成する。	男女共同参画課
性犯罪等の防止と被害者への支援に関する情報提供	性犯罪等の防止や被害者の支援に関する情報提供などを行う。	男女共同参画課
パープルリボンキャンペーンの実施 〔基本目標Ⅱ- (2) -①の再掲〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課 こども家庭支援課

③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

事業名	事業内容	所管課
ハーモニー相談の実施	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課
男性相談の実施	電話により、男性の悩みや不安について、男性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課

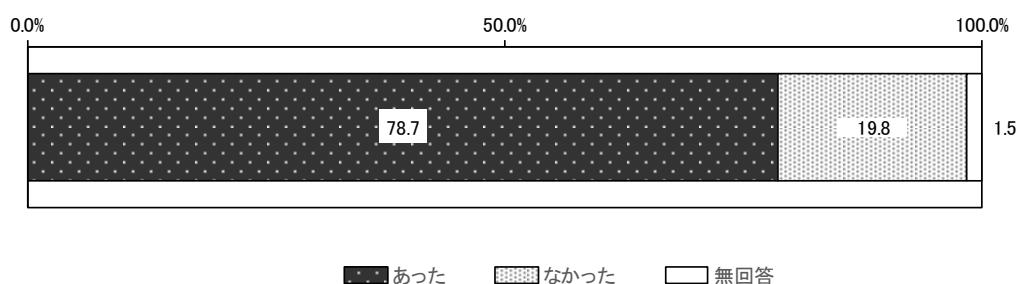
施策の方向性(3) 男女共同参画の視点に立った、 困難を抱える方への支援

【現状と課題】

《困難に陥りやすい女性の現状とコロナ下における状況》

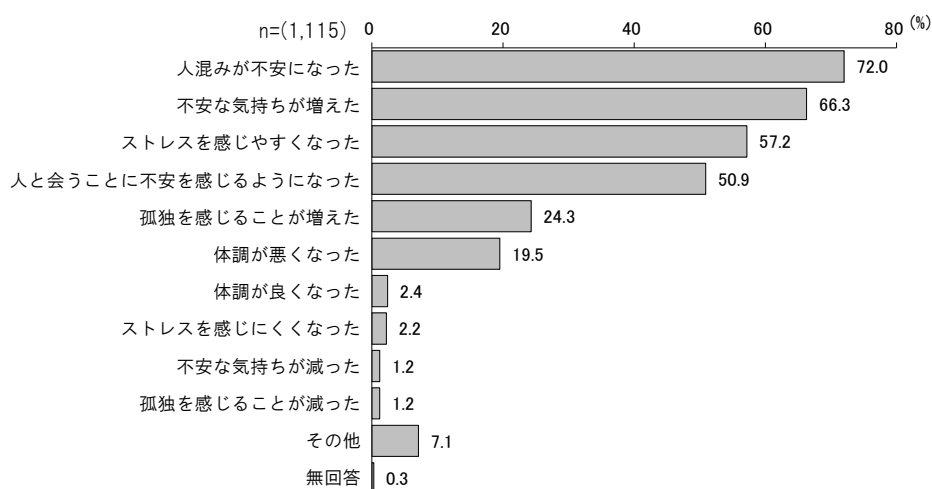
雇用上の男女の違い等を背景として、女性は貧困等、より生活上の困難に陥りやすいと言われてしています。新型コロナウイルス感染症拡大は、女性に非正規労働者が多いこと等を背景に、女性により大きな経済的影響を与えました。また、令和3年度(2021年度)「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」によると、女性の78.7%が感染症拡大下での心身の変化が「あった」と回答し、そのうち、6割以上の方が、「人混みが不安になった」、「不安な気持ちが増えた」、「ストレスを感じやすくなった」と回答するなど、心の面でも大きな影響があることがうかがえます。

【図 15 感染症拡大下での心身の変化（千葉市）】



出典：令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」を基に作成

【図 16 感染症拡大下での心身の変化の内容（千葉市）】

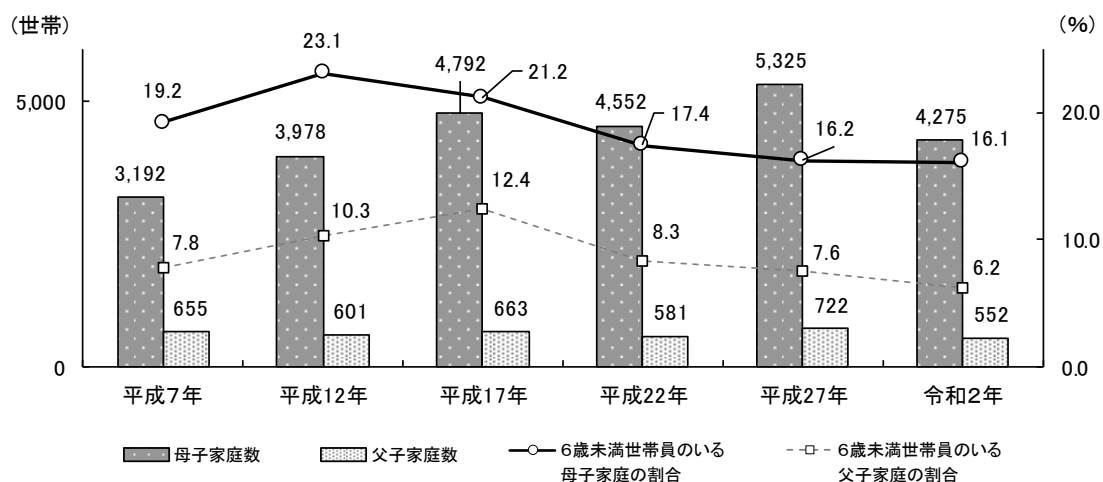


出典：令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」を基に作成

そのため、経済面での支援に加え、様々な困難や不安を抱える女性に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

さらに、令和2年度（2020年度）の本市の母子家庭数は、4,275世帯と、父子家庭の552世帯と比較して圧倒的に多い状況ですが、平成31年（2019年）国民生活基礎調査によると、「子どもがいる現役世帯」の世帯員のうち「大人が一人」の世帯員の相対的貧困は48.3%で、「大人が二人以上」の世帯員の11.2%と比べて貧困率が高い状況であるなど、ひとり親家庭は、経済的に不安定な傾向にあり、就業支援など生活基盤の確立を促進する必要があります。

【図 17 母子・父子家庭の世帯数等（千葉市）】



出典：千葉市「千葉市統計書」を基に作成

加えて、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、高齢であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあるため、各支援制度の狭間に落ちないように配慮が必要です。

《女性が抱える問題の複雑化と制度改正への対応》

本市では、世界とつながる多様性を活かしたインクルーシブなまちを目指し、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを推進しています。

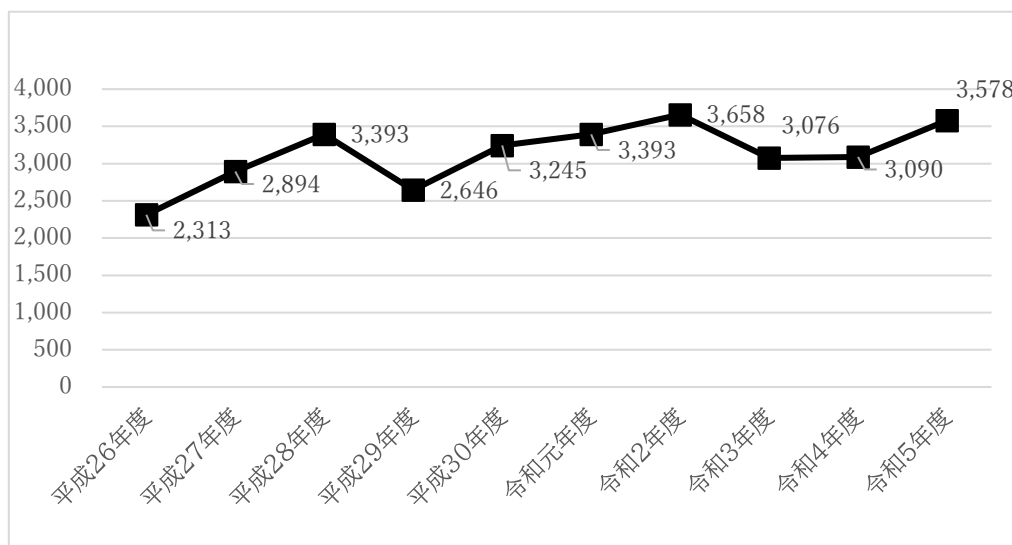
また、男女共同参画の視点からは、性別に関わらず安全・安心に暮らせる環境を目指し、女性が困難な状況に陥ることを予防するため、女性の就労・再就職支援やキャリア教育の推進、暴力防止のための人権教育など、様々な分野で取組みを進めています。しかしながら、現実には困難な問題を抱える女性が存在していることから、そうした困難に対応し、支援を行う必要があります。

女性相談支援員（令和5年度までは婦人相談員）への相談件数は、近年増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度に3,658件と過去最多を記録しました。その後は一時減少に転じましたが、令和5年度は再び増加し、過去2番目の相談件数となりました。

このうち、令和5年度に女性相談支援員との来所相談を利用した女性の年齢別内訳は、40歳から49歳が243人（31.2%）と最も多く、次いで30歳から39歳が230人（29.5%）となっています。また、一方で、19歳以下からの相談が25人（3.2%）となるなど、若年層からの相談が年々増加しています。

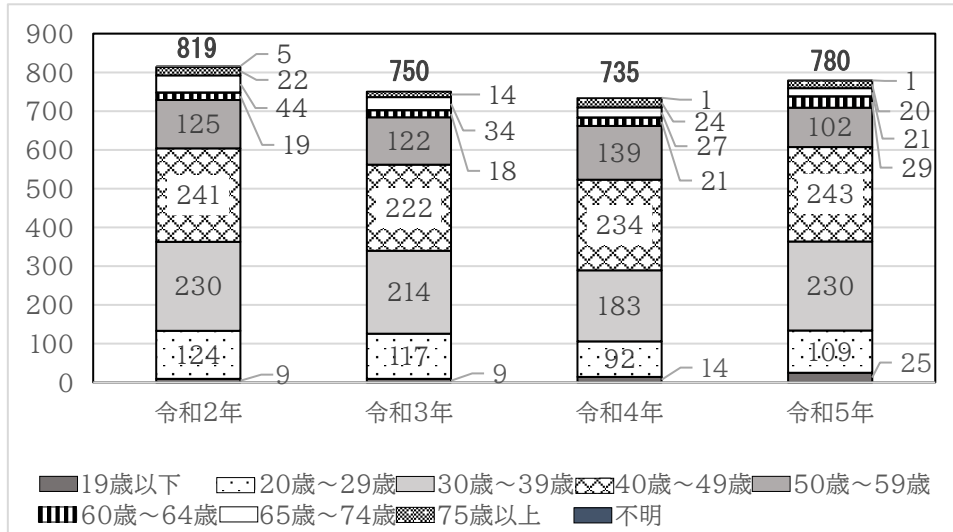
さらに、相談内容については、夫等からの暴力が619人（79.4%）、親族からの暴力が65人（8.3%）、離婚問題が21人（2.7%）の順に多くなっており、そのほかにも住居問題や経済関係、病気など、多岐にわたっています。

【図33 女性相談支援員：相談件数の推移（千葉市）】



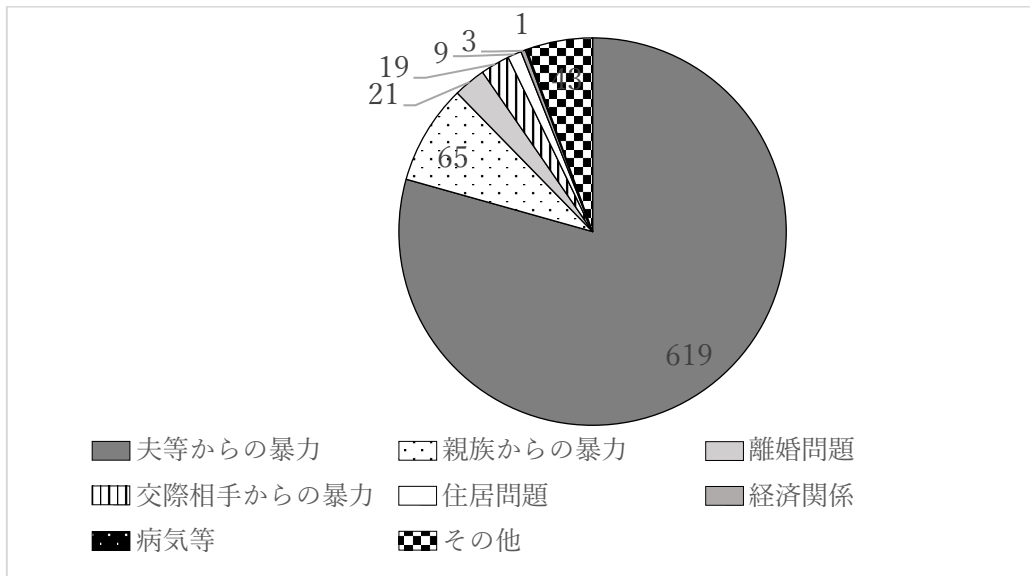
出典：庁内資料を基に作成

【図 34 女性相談支援員：年齢別面接相談者数の推移（千葉市）】



出典：庁内資料を基に作成

【図 35 女性相談支援員：令和5年 相談内容別面接相談者数（千葉市）】



出典：庁内資料を基に作成

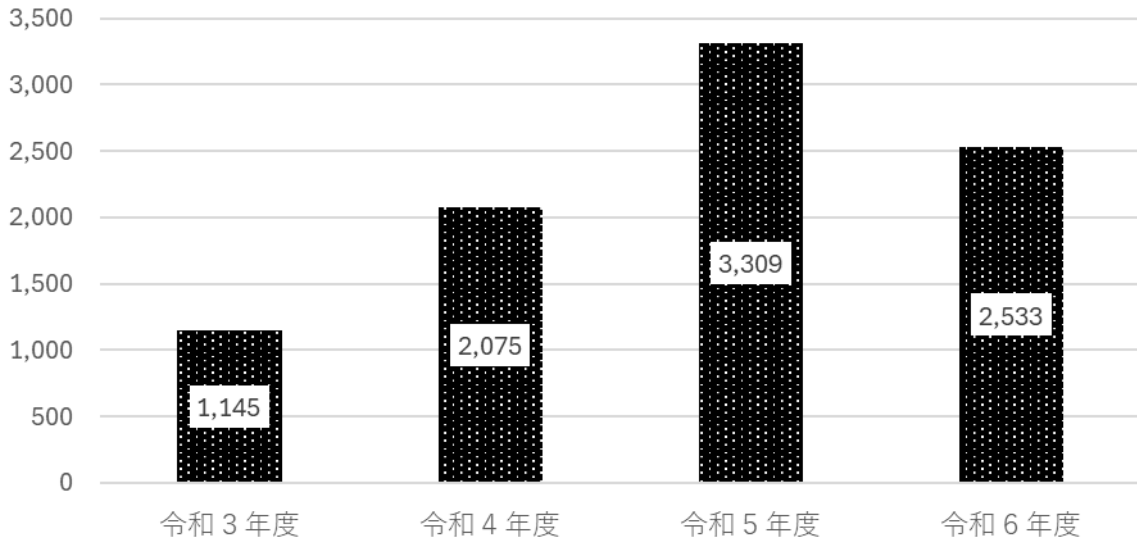
また、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、民間支援団体の知見やノウハウを活用した「千葉市女性のためのつながりサポート事業」を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減された現在でも、10代・20代の若年層を中心に多くの相談が継続的に寄せられており、こちらも、相談内容は、生活困窮や家族問題、育児・妊娠に関わること、障害、DVなど様々です。

さらに、民間支援団体へのヒアリングによると、10代の相談者数の増加に加え、相談内容が年々多様化、複雑化するなど、本市の女性相談と同様の傾向にあることから、個々の支援対象者に寄り添うとともに、障害があること、外国人や外国にルーツがあること、年齢、過去の経験等、それぞれが持つ多様な背景を踏まえたうえで、庁内の生活

困窮者支援担当部署や母子福祉、障害者福祉等の関係各課やその他関係機関のほか、民間支援団体とも連携を深め、包括的に支援することが必要です。

【図 36 千葉市女性のためのつながりサポート相談件数 推移】

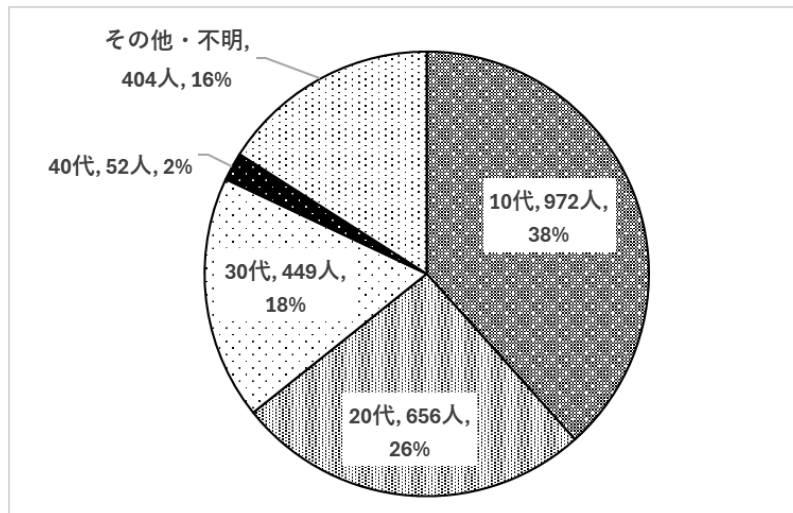
(件)



※令和 3 年度は、8 月から 3 月までの実績

出典：庁内資料を基に作成

【図 37 令和 6 年度千葉市女性のためのつながりサポート相談 年代別利用割合】



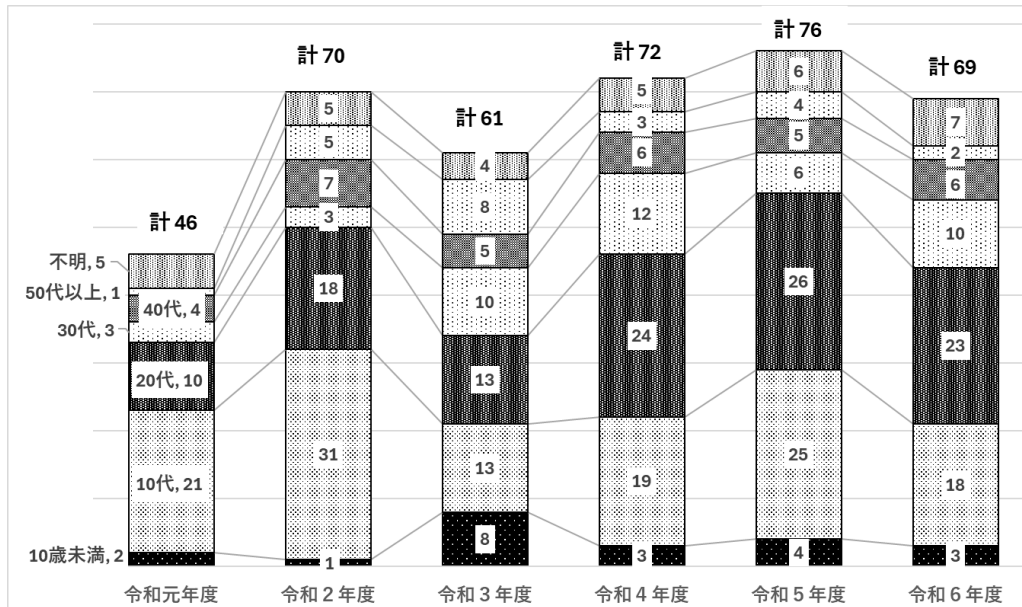
出典：庁内資料を基に作成

《性暴力被害への対応》

本市においても、性暴力被害は依然として継続的に発生しています。本市内で運営されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「ちば性暴力

被害支援センターちさと」では、10代・20代を中心に、市内在住者だけでも、毎年度、70人程度（新規）の被害者へ支援を実施しています。

【図 38 千葉県暴力被害支援センターちさと年代別支援実績（市内在住者・新規相談） 推移】



出典：千葉県暴力被害支援センターちさと提供資料を基に作成

民間支援団体によると、こどものときに受けた性虐待などの逆境体験により、自分が「誰かに相談してもよい」、「自分自身を守っても良い存在である」ことを認識出来なくなり、孤立し、グルーミング（※）されやすい精神状態となることで、さらなる性被害につながる事例があることが分かっています。

警察庁のデータによると、令和6年中の18歳未満の性被害は4,850件で、過去10年間で最多となっています。児童生徒の性虐待を予防し、性被害の連鎖を断ち切るためには、学校の役割が重要です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家による適切な支援を提供するほか、教職員等が適切な対応を行い、被害を最小限にとどめることが求められています。

※性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会 第7回会議（令和4年4月28日開催）資料より）

《アウトリーチ支援（巡回等）》

従来の相談体制では支援を必要としながらも相談につながらなかった、若年層をはじめとする潜在的な支援対象者に対し、SNSなどを活用した多様な相談支援を継続することに加え、相談を待つだけではなく、声かけ等によるアウトリーチ支援（巡回等）を行い、誰かに相談してもよい存在であることを認識してもらうことで、様々な困難の予防や早期発見につながります。

市内には、支援を必要とする女性が集まると想定される繁華街等があり、そこでの夜間巡回等によるアウトリーチ支援（巡回等）などが有効だと考えられます。

《自立に向けた中長期的な支援》

民間支援団体によると、特に障害や疾病を抱える支援対象者は、地域生活への移行に至る前に支援機関との関係が途切れてしまう事例も多く、国の基本方針にある「生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援」を実施するためには、支援対象者に寄り添いながら、本人のニーズに照らし、各種サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげることに加え、根気強いアフターケアを行うことが重要です。

さらに、基本方針では、「特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。」とされています。

これに関連し、自立に向けて中長期的に利用可能な住まい（ステップハウス）を運営する民間支援団体によると、家庭内や経済面、生活面で課題を抱える支援対象者にとって、住まいの確保は重要であり、利用者が後を絶たない状況ですが、家賃や見守り等の運営費用を始めとする資金面での課題があることから、運営が不安定であるのが現状です。

加えて、きめ細やかで包括的な支援を行うためには、行政の関連部局や民間支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどとの連携が不可欠であることから、本市の女性支援を所管する部局が主体となり、支援体制について協議する仕組みを整備することが求められます。

【具体的事業】

①ひとり親家庭の自立支援

事業名	事業内容	所管課
母子・父子自立支援員事業	生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じる。	こども家庭支援課
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親を対象に暮らし方・育児などについてのひとり親向け研修講座を「生活支援講習会事業」として実施する。平日や昼間に育児や生活一般に関する事などについて、相談する時間がつくれない方のために電話相談を実施する。	こども家庭支援課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	市とハローワークが連携し、就業相談や就労に関する情報を提供する。就業に結びつきやすい資格取得のための講習会を実施する。	こども家庭支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、保険診療の範囲内で、医療費の助成を行う。	こども家庭支援課
自立支援訓練給付金事業等	就業に役立つ各種講座の受講や専門的資格取得のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」の母子家庭等自立支援給付金事業を実施する。	こども家庭支援課
子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行う（ショートステイ）。また、保護者が仕事等で平日の夜間又は休日に不在となる場合に児童福祉施設等で児童を預かる（トワイライトステイ）。	こども家庭支援課

②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援

事業名	事業内容	所管課
女性相談支援員による支援	配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センターにおいて、DVをはじめとする様々な困難を抱える女性に対し、専門相談員による、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施する。	こども家庭支援課
困難女性支援事業	女性が抱える多様化、複合化、複雑化した困難に対応し、きめ細やかな支援を行うため、民間団体と密接に連携しながら、アウトリーチ支援（巡回等）や相談対応、訪問支援、同行支援、一時的な居場所の提供、一定期間居住する場所の提供、自立支援、地域に密着するためのアフターケア等を行う。	男女共同参画課
学校における支援・周知啓発	スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童生徒や保護者を支援する。 また、教職員向けに「人間尊重の教育」を基盤とした研修の充実を図るとともに、子どもたちが性犯罪や性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないように教育・啓発を推進する。	教育職員課 教育支援課 保健体育課 教育センター
関係機関連携会議	行政、その他の関係機関や、民間支援団体をはじめとする関係者で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を行う。	男女共同参画課 こども家庭支援課
生活困窮者自立支援の促進	生活自立・仕事相談センターにおいて生活の不安に関する相談支援や自立・就労サポートセンターにおいて求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行う。また、生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援を実施する。	保護課
障害者基幹相談支援センター	障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。	障害福祉サービス課
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児の地域における生活を支えるため、これらの者の保護者や介護者が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制を充実させることにより、これら障害児等及び保護者等の福祉の向上を図る。	障害福祉サービス課
精神保健福祉相談事業	各区保健福祉センター健康課、こころの健康センター等において、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師等による精神保健福祉に関する相談、訪問支援等を行う。	精神保健福祉課

③非正規雇用から正規雇用への転換の支援

事業名	事業内容	所管課
ふるさとハローワーク <small>〔基本目標Ⅰ- (2) -②の再掲〕</small>	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援する。 また、求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	雇用推進課

施策の方向性(4) 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

【現状と課題】

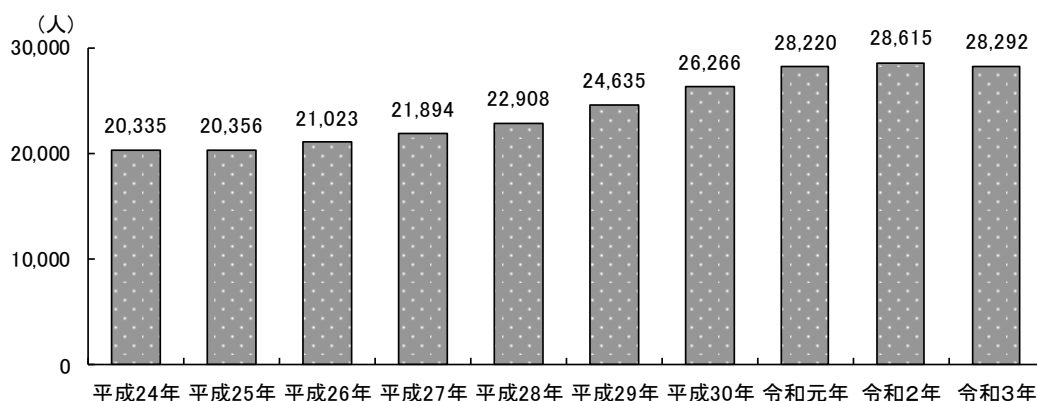
今まで以上に新たな価値の創造や生産性を向上させることにより、より豊かな社会を構築していくため、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりの推進が求められており、そのためには、一人ひとりが違いを認め、多様性を尊重し、それぞれが個性や能力を活かして自分らしく活躍できる社会を構築しなければいけません。

そのためには、性別、性的指向、性自認、国籍等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識を育むことが必要です。

本市の外国人市民数は、令和3年（2021年）12月末で28,292人と平成24年（2012年）12月末の約1.4倍で、人口の約2.9%を占めるなど増加傾向にあり、今後のまちづくりには、多文化共生の視点や多様性の尊重が求められます。

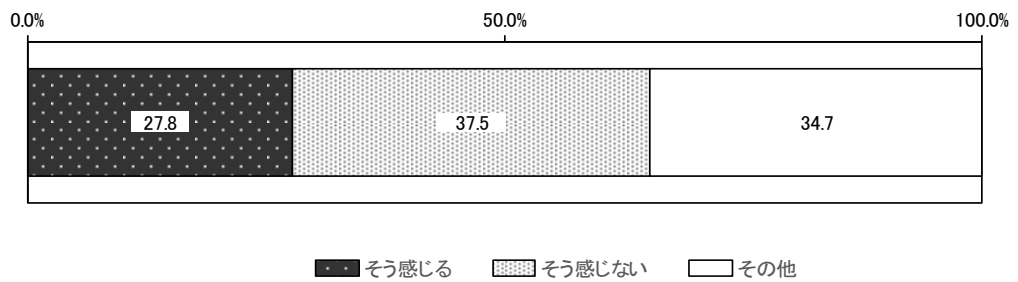
しかし、令和3年度（2021年度）千葉市「まちづくりアンケート調査」によると、市内に外国人と日本人がともに暮らしやすい環境があるかについては、「そう感じる」の割合が27.8%、「そう感じない」の割合が37.5%となっています。

【図 18 外国人市民数（千葉市）】



出典：区別外国人住民数（国別・地域別）（各年12月末現在）を基に作成

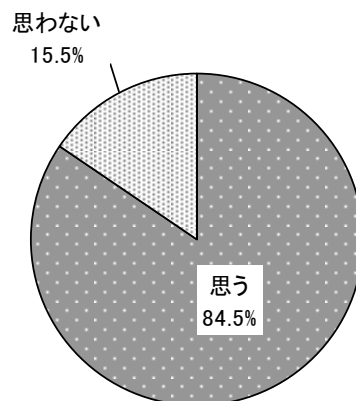
【図 19 市内に外国人と日本人がともに暮らしやすい環境があると感じるか】



出典：令和3年度千葉市「まちづくりアンケート調査結果報告書」を基に作成

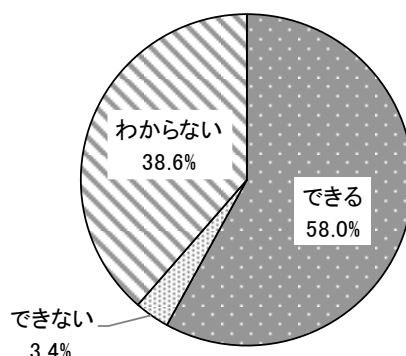
また、本市の意識調査において「LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合」は、平成27年度（2015年度）74.0%から令和4年度（2022年度）84.5%と上昇しましたが、「学校や職場内の人々が、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合」は、平成27年度（2015年度）60.7%から令和4年度（2022年度）58.0%と減少するなど、課題が残っていることがうかがえます。

【図 20 LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合（千葉市）】



出典：千葉市「2021年度WEBアンケート調査報告書」を基に作成

【図 21 学校や職場内の人々が、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合（千葉市）】



出典：千葉市「2021年度WEBアンケート調査報告書」を基に作成

そのため、理解の促進や環境作りなど、多様性を尊重した暮らしやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

【具体的事業】

①多様な性への理解促進

事業名	事業内容	所管課
市民に向けた多様な性への理解促進	多様な性への理解促進のため、男女共同参画センターにおいて講座を開催する。	男女共同参画課
公的証明書における性別欄の廃止	公的証明書類における性別記載の廃止や記載の有無を選択できるよう取り組む。	男女共同参画課
学校における多様な性への理解促進	学校現場においてより適切な支援を実施するため、管理職を中心として教職員向けに多様な性への理解促進のための研修を実施する。	教育指導課

②LGBT への支援

事業名	事業内容	所管課
LGBT (性的少数者) 相談窓口	性の多様性について理解のある相談員が、LGBT の方はもちろん、その周囲の方からの相談を受け、適切に対応する。	男女共同参画課
LGBT 交流・居場所づくり事業	当事者の方々が、孤立せず、悩みや情報を共有できるよう、交流事業を行う。また、当事者及び支援者が気軽に集えてコミュニケーションや情報交換などができる場を設ける。	男女共同参画課
パートナーシップ宣誓制度の充実	同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を証明する「パートナーシップ宣誓制度」を運用するとともに、その証明を活用出来る場面が増えるよう働きかけを行う。さらに、自治体間連携を促進し、住民異動の際の事務手続き負担を軽減する。	男女共同参画課

③固定的性別役割分担意識の解消

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
広報イラスト等への配慮	市の広報物を作成する際に、固定的性別役割分担意識にとらわれたイラスト等を使用しないよう、庁内に対し、周知・啓発を行う。	男女共同参画課
男性保育士の活躍推進	男性がより積極的に育児にかかわる機運を醸成するとともに、保育の質の向上及び子どもたちの健全な成長を促進するため、公立保育所において、男性保育士等が働きやすい執務環境を整備する。	幼保支援課 幼保運営課

④国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり

事業名	事業内容	所管課
各種情報誌制作事業	生活に役立つ情報や各種手続きに関する記事を掲載したリーフレットを発行する。	国際交流課
外国人市民懇談会	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取する。	国際交流課
地域日本語教育の推進	令和2年度（2020年度）3月に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」に基づき、生活者としての外国人が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備する。	国際交流課
外国人市民の人権侵害に対する取組み	配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害者支援などに関する外国語パンフレット等により、情報提供を行う。	国際交流課 男女共同参画課 こども家庭支援課
公立夜間中学校の設置・運営	様々な理由により義務教育を修了できなかった方や本国等で十分な教育を受けられなかった外国籍の方等の教育を受ける機会を実質的に保障するため、公立夜間中学校を設置・運営する。	企画課

⑤多文化共生の推進

事業名	事業内容	所管課
国際交流プラザの管理運営	多文化共生や国際理解推進拠点である国際交流プラザ管理を行う。	国際交流課
テクノロジーを活用した多文化共生の実現	各区役所及び各区保健福祉センターにタブレット端末を配置し、多言語翻訳アプリ（VoiceTra等）やビデオ通話アプリ（国際交流協会の外国語相談員と繋ぐ）等を介して、外国人市民と意思疎通が図れるように環境を整備する。	国際交流課

⑥ダイバーシティの推進

事業名	事業内容	所管課
千葉市多様性を活かしたまちづくり条例の制定・推進体制の強化	条例の制定により市民の意識を醸成するとともに、庁内の理解を深めるため、人権啓発推進員（各課1名を選出）を対象とした研修を実施する。	男女共同参画課

施策の方向性(5) 生涯にわたる健康づくりの促進

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要とされています。

令和3年度調査によると、男女共同参画社会を実現するために、千葉市の果たすべき役割で重要なことについて、「母性保護や生涯にわたる健康づくりを支援する」を「非常に重要」と「やや重要」をあわせた「重要」と回答した方の割合は77.1%となっています。

生涯にわたる女性の健康づくりについて、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、ライフステージに応じた健康の保持やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた支援が必要です。

【具体的事業】

①性や健康に関する知識の普及啓発

事業名	事業内容	所管課
性や健康に関する情報提供や講座の開催	性や健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識を習得するために情報提供を行う。また、男女共同参画センターにおいて、更年期など性や健康に関する講座を開催する。	男女共同参画課
思春期保健対策事業	思春期の子ども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんふれあう体験学習を実施する。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施する。	健康支援課
プレコンセプションケアの推進	男女を問わず将来の妊娠・出産等のための健康管理を促す取組みを行う。	健康支援課
エイズ対策推進事業	エイズに関する正しい知識の普及啓発、高等学校等におけるエイズ予防に関する講演会への講師派遣、HIV等抗体検査及びエイズ相談カウンセリングを実施する。	医療政策課
学校における保健学習・指導の充実	児童生徒の健康課題に対応するため、性教育等、自他ともに大切にする教育を実施する。	保健体育課

②性や健康に関する支援と性差に考慮した医療の推進

事業名	事業内容	所管課
女性の健康支援事業	女性特有の健康問題について、助産師等による健康相談を実施するとともに、知識の普及啓発を図る。	健康支援課
がん検診の受診率向上	がんの早期発見のためがん検診を実施する。またがん検診を受診することの必要性の周知・啓発を実施する。	健康支援課
女性相談外来の実施	更年期症状や月経異常など、女性の様々な身体症状の悩みについて女性医師が問診し、適切な医療の提供を行う。	青葉病院地域連携室

③妊娠や出産への支援

事業名	事業内容	所管課
エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中や出産後1年未満の、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方などを対象に、千葉市と契約したヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う。	幼保支援課
不妊専門相談センター	不妊症及び不育症に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。	健康支援課
母親&父親学級	妊婦及びそのパートナーに対し保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師により、妊娠中及び産後の保健、お産の準備、育児、父親の役割についての教室を開催する。	健康支援課
母子健康包括支援センターの充実	妊娠届出時に全妊婦へ保健師等の専門職による面接を実施する。また、情報提供や相談に応じ、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目ない支援を行う。	健康支援課

④乳幼児の親への支援

事業名	事業内容	所管課
妊産婦・新生児訪問指導	助産師等が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、健康状態の確認や出産・育児等にかかわる様々な相談に応じる。	健康支援課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を地域保健推進員や助産師等が訪問し、健康状態の確認や育児等にかかわる様々な相談、育児に関する情報提供を行う。	健康支援課

施策の方向性(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

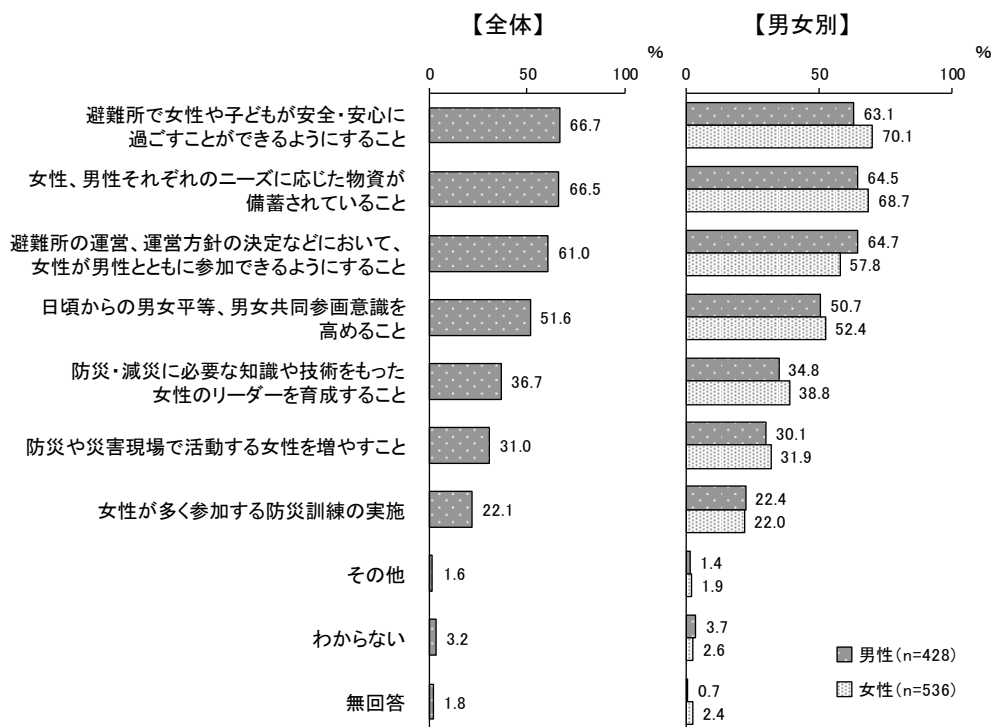
【現状と課題】

大規模災害の発生は、とりわけ女性や子どもなど、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

また、災害時や復興時には、女性が応急対策、復旧・復興の「主体的な担い手」として活躍することが不可欠です。

令和3年度調査によると、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立のために必要なこととして、「避難所で女性や子どもが安全・安心に過ごすことができるようにすること」、「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が備蓄されていること」や、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性が男性とともに参加できるようにすること」などの割合が高くなっています。

【図 22 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立のために、必要なこと（千葉市）】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

避難所運営の方針決定や、防災活動、復興等の様々な場面で、男女がともに活躍できるとともに、性別に関わらず安全・安心に過ごせるよう、防災・復興における男女共同参画を推進することが必要です。

【具体的事業】

①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

事業名	事業内容	所管課
女性の視点を取り入れた防災体制の確立	防災会議に「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置し、防災に関する計画の見直しや具体的な防災対策を進めていく。	危機管理課
自主防災組織の結成率向上及び女性の参画促進	東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時における自助・共助による防災活動を促進するよう、自主防災組織の結成率向上を図るとともに、女性の参画を促す。	防災対策課
避難所運営委員会の支援及び女性の参画支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所開設・運営を行うため、市民主体で設立する避難所運営委員会の活動について女性が積極的に関わるための支援を行う。	防災対策課
防災リーダーの育成	自助・共助による地域の防災力の向上を図るために、防災に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・減災に必要な知識や技術を持ったリーダーを養成する防災ライセンス講座を実施するとともに、男女共同参画センターを中心として防災ワークショップを実施する。	防災対策課 男女共同参画課
性別によるニーズの違い等に配慮した物資の備蓄	性別によるニーズの違い等に配慮した防災備蓄品（生理用品）の整備を行う。	防災対策課
女性消防団員の活躍推進	女性の力を最大限に活用し、多様な視点に基づいた防災・減災、災害に強い社会の実現に向けて組織の活性化を推進するとともに、女性消防団員の更なる活躍に向けた取組みを強化する。	消防局総務課
女性消防吏員の活躍推進	消防局の消防吏員に占める女性の割合を向上することにより、多様な視点に基づいた消防サービスの向上、消防組織の活性化を図る。	消防局人事課

基本目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

そのため、多様で柔軟な働き方の推進による、男女がともに働きやすい環境づくりへの取組みや、家事・育児・介護等への支援による男女がともに担う家庭生活づくりへの取組み、使いやすい市役所や一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供による、行政手続き等への負担軽減の取組みを進めます。

重点施策

・多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等、社会情勢の変化を好機と捉え、多様で柔軟な働き方を推進します。

指標

項目	現状値	目標値
くるみん認定 ^{※1} を受けた市内企業数	32社 (令和4年12月末)	42社 (令和9年度)
市職員の年次有給休暇平均取得日数	16.3日 (令和3年度)	17.0日 (令和9年度)
市男性職員の育児休業取得率 ^{※2}	51.3% (令和3年度)	100% (令和9年度)

※1「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定するもの

※2 国基準とは別の市基準で算出した数値：分母の職員のうち、同年度中に育児休業を取得した職員の数／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の数

施策の方向性(1) 多様で柔軟な働き方の推進

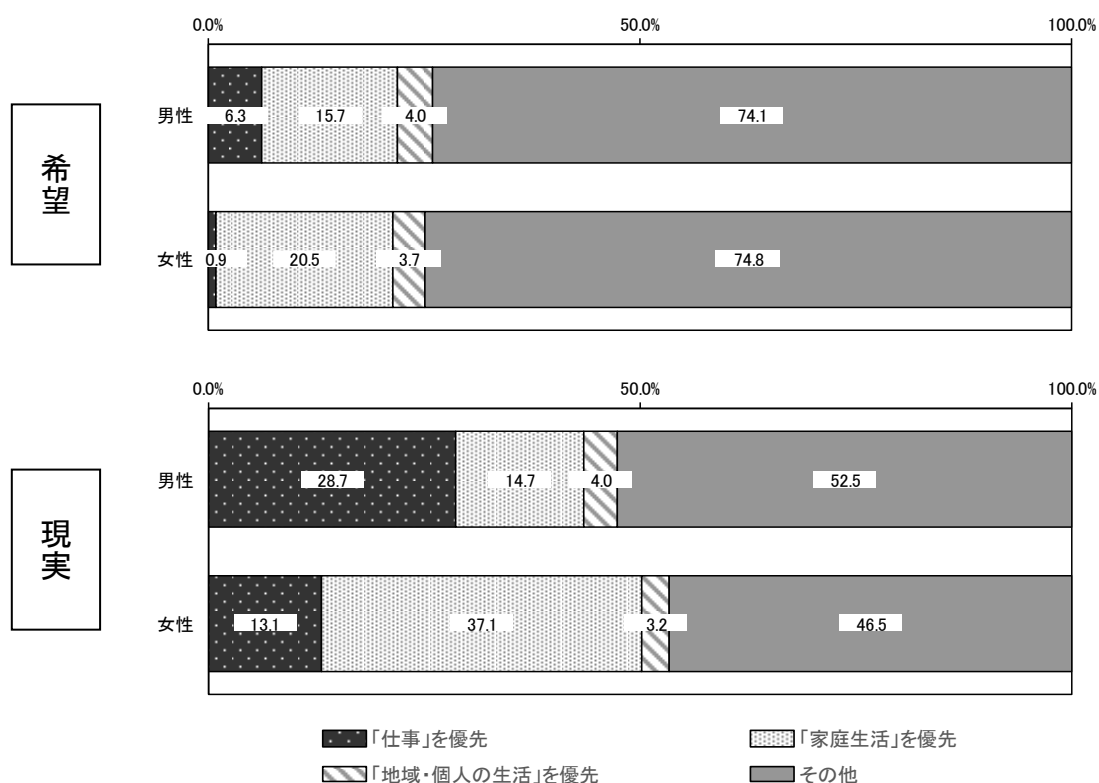
【現状と課題】

性別に関わらず、働くことを希望する全ての人々が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するためには、従来の男性片働き世帯が多い時代の長時間労働等を当然視する「男性中心型労働慣行」からの脱却が必要です。

令和3年度調査において、「生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」優先度」の希望について、「仕事を優先」と回答した男性は6.3%のみと、意識の高まりがうかがえます。

しかし、現状については、男性の28.7%が「仕事を優先」と回答するなど、希望どおりの関わりが出来ていない状況であることがうかがえます。

【図 23 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等を好機と捉え、ライフステージや個別の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進していくことが必要です。

【具体的事業】

①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり

事業名	事業内容	所管課
労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	男女共同参画センターにおいて、家庭生活や地域活動などとの両立と健康維持のため、長時間労働の見直しや、休暇取得の促進に向けた意識啓発を行う。 また、千葉市産業振興財団のキャリアアップアドバイザーにより、人材採用力向上支援の一環として、労働時間短縮等について市内企業にアドバイスを実施する。	男女共同参画課 雇用推進課
教職員の働き方改革	教職員が心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合うことで教育の質を向上させるため、学校における教職員の働き方改革を進める。	教育職員課

②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

事業名	事業内容	所管課
職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	男女共同参画センターにおいて、育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等、家庭生活等との両立を支援する制度について、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課

③テレワーク等の多様で柔軟な働き方の促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の多様な働き方の促進	市職員の仕事と家庭生活の両立や労働生産性の向上を図るため、在宅勤務等多様で柔軟な働き方を促進する。	給与課 人材育成課
ペーパーレスに適した環境整備	市内部の事務について、紙で保管されている資料や書籍を必要とする等、現状テレワークに適さない部署があるため、保管されている資料を含む紙資料の電子化を目指し、ペーパーレスに適した環境整備を行う。	情報システム課

事業名	事業内容	所管課
コミュニケーションツールの高度化	市内部の事務について、外部との電話やFAXによるやり取りが必要等、現状テレワークに適さない部署がある。またテレワーク実施時において職員間のコミュニケーションも登庁時と同程度に円滑に行う仕組みが必要となるため、庁舎内外等場所にとられないコミュニケーション手段の整備を行う。	情報システム課
多様な就業形態についての情報提供	ワークシェアリングや在宅勤務、短時間正社員制度など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	男女共同参画課
「CHIBA-LABO」個室ブースの設置・ドロップイン利用開始	利用者増加及び賑わい創出の観点からドロップイン利用の開始をするとともに、テレワークなどの幅広い働き方に対応するため、個室ブースを設置する。	産業支援課

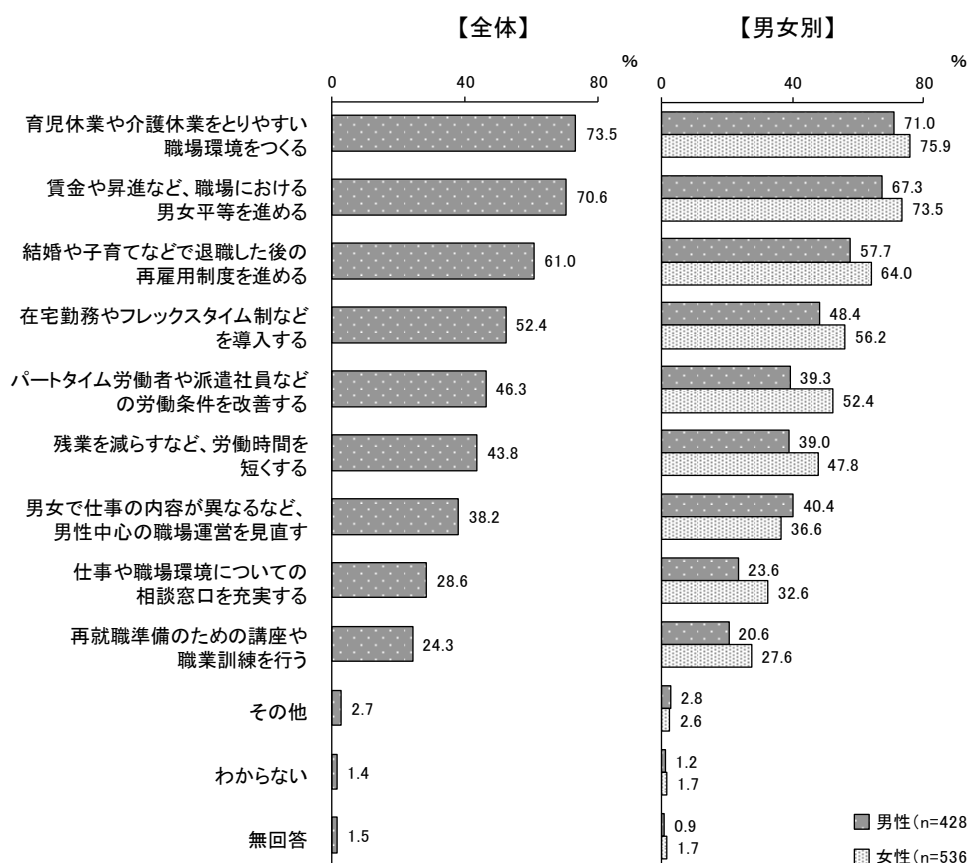
施策の方向性(2) 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援)

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性も、仕事と、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

令和3年度調査の「あなたは、男女がともに働きやすい職場をつくるためには、どのようなことが大切だと思いますか」との問いに対し、「育児休業や介護休業をとりやすい職場環境をつくる」の回答が73.5%と最も高く、その必要性がうかがえます。

【図 24 男女とも働きやすい職場づくりに大切なこと】

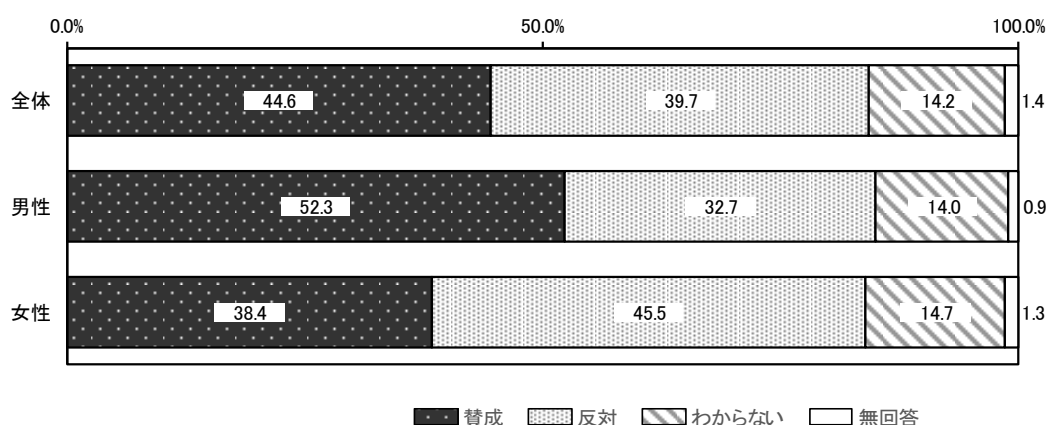


出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

しかし、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があります。

令和3年度調査においても、「あなたは、「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて、どのように思いますか」との問いに対し、賛成が44.6%と、反対の39.7%を上回っています。また、性別でみると「賛成」は女性38.4%に対し男性は52.3%と、特に男性に固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

【図 25 「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

そのため、男性の家事・育児・介護への参画や育児休業取得の促進、子育て・介護に関する支援等の取組みを行い、男性の具体的行動を喚起し、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

【具体的事業】

①男性の家事・育児・介護への参画促進と育児休業取得促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の両立支援・子育て支援の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の進捗状況を管理する。	給与課
男性の家事・育児・介護に関する知識や技術の習得	男女共同参画センターにおいて、男性の家事や育児、介護に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。	男女共同参画課
男性の子育て支援	土日に両親学級を開催し学習の機会を提供するとともに、男性の育児休業取得促進奨励金など、様々な取組みを実施する。	健康支援課 幼保支援課
地域子育て支援センター等における父親向け講座・イベント等の実施	父親の子育てを支援する講座やイベント、レクリエーション活動などを実施する。	幼保支援課

②子育てに関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
育児ストレス相談	1歳6か月、3歳児健康診査等で、育児不安があり援助が必要な保護者に対し、臨床心理士、保健師が個別相談を行う。	健康支援課
養育支援訪問事業	育児不安や育児ストレスの強い家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行う。	健康支援課
子どもルーム整備・運営事業	就業等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る。	健全育成課
家庭児童相談事業	各区保健福祉センターこども家庭課に会計年度任用職員の相談員を配置し、児童と家庭にかかわる各種相談業務を行う。	こども家庭支援課
ニーズに応じた保育の受け皿の確保	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたって待機児童ゼロを達成するため、子ども・子育て支援事業計画（千葉県こどもプラン）等に基づき、保育の受け皿を確保する。	幼保支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預けたい人、預かることができる人に会員として登録してもらい、会員相互による援助活動の手助けを行う。	幼保支援課
病児・病後児保育事業	病気回復期などのため保育所等に預けられず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な場合に、診療所併設の施設で保育を行う。	幼保支援課
子育て支援館における利用者支援事業	各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行う。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。	幼保支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流する場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	幼保支援課

事業名	事業内容	所管課
子育て支援コンシェルジュ	保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う。	幼保支援課
保育所（園）地域活動事業	地域の世代間交流、異年齢児との交流、子育て家庭への育児講座、小学生低学年児童受入、その他交流事業を実施する。	幼保運営課
多様な保育需要への対応	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに合わせ、保育メニューの拡充を行う。	幼保運営課
子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談、子育てに悩みや不安をもつ親等保護者に対して、指導するほか相談に応じる。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）は、必要に応じ、専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言も行う。	生涯学習振興課

③介護に関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療などに関する相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行う。	地域包括ケア推進課
生活支援サービスの充実	高齢者の生活支援の基盤強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域における生活支援・介護予防のニーズの把握や、地域資源の収集及び情報提供等を行う。	地域包括ケア推進課
ちば認知症相談コールセンターの設置	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営する。	地域包括ケア推進課
認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進する。	地域包括ケア推進課

事業名	事業内容	所管課
在宅介護者支援の充実	家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、介護に関する基礎的知識を学習する研修を開催するとともに、訪問レッスンや介護の悩みに関する相談受付(オンラインを含む。)を実施する。	高齢福祉課
三世代家族同居・近居の支援	高齢者の孤立防止や家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居・近居に要する費用の一部を助成する。	高齢福祉課
介護保険施設等の計画的な整備	必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指し、介護保険施設等の計画的な整備を進める。	介護保険事業課

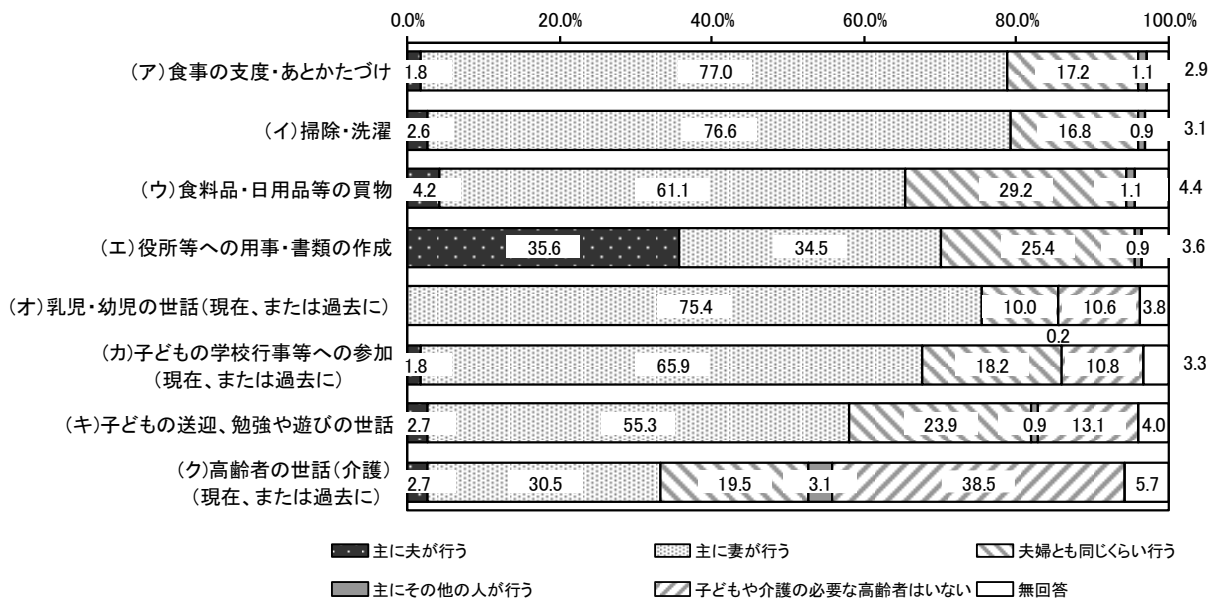
施策の方向性(3) 市民に寄り添ったデジタル化の推進

【現状と課題】

本市は指定都市として、市民生活に不可欠な住民票や戸籍の事務、国民健康保険や地域振興など、一般の市町村が担う事務に加え、一般的には道府県が担う児童福祉・母子保健・食品衛生など様々な行政サービスを幅広く提供しています。その中で必要となる行政手続きが煩雑であると、市民や事業者にとって大きな負担となり、ワーク・ライフ・バランスの実現の足かせとなりかねません。

千葉県が令和元年（2019年）に行った「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の、「家事等の役割分担の現実について」の質問では、「主に夫が行う」ものの回答として、「役所等への用事・書類」の作成が35.6%で最も高くなっています。

【図 26 家事等の役割分担】



出典：令和元年度千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を基に作成

しかし、ICT や AI といった新しい技術が急速に進展しており、行政手続きをより分かりやすく簡単にすることや、個々の状況に応じた情報を提供することにより、市民が手続きにかかる所要時間や来庁回数を削減できるようになってきています。使いやすい市役所の実現や、一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供により、家事・育児・介護といったケアワークに費やす時間を捻出し、ワーク・ライフ・バランスを後押しすることが必要です。

【具体的事業】

①使いやすい市役所の実現

事業名	事業内容	所管課
オンラインによる手続の促進	市役所への手続に要する市民の皆さまの時間を最小限にするため、より一層のオンライン可能な手続の周知や、オンライン手続画面の利便性向上などを図る。	業務改革推進課
デジタルデバインド対策	すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用に向けたスマートフォン講座を開催するとともに、相談体制を構築する。	スマートシティ推進課
電子書籍サービスの実施	新たな時代の「学び」を支援するため、公共図書館としての役割を踏まえて、電子書籍サービスの充実を図る。	中央図書館情報資料課

②一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供

事業名	事業内容	所管課
個々の状況に応じた情報の提供	使える制度の調査などに要する市民の時間を最小限にするため、あなたが使える制度お知らせサービスの通知対象制度の拡充など、機能性向上を図る。	業務改革推進課

基本目標 IV 人材の育成と理解の促進

大人世代の意識改革を進めたうえで、偏見・思い込みを生まない教育を提供し、市民の主体的な社会参画を促すことで、初めて男女共同参画社会の実現が可能となります。そのため、家庭や地域における学習機会の充実、個性や能力を尊重した学校教育等の推進、市民企画講座の開催等による民間団体との連携や支援により、人材の育成と理解の促進を図ります。

重点施策

- ・ 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進

将来にわたり、さらなる男女共同参画社会の実現を促進するためには、幼少期から青年期における、男女共同参画に対する理解促進や人材育成が重要です。そのため、様々な個性や能力を伸ばす教育を推進します。

指標

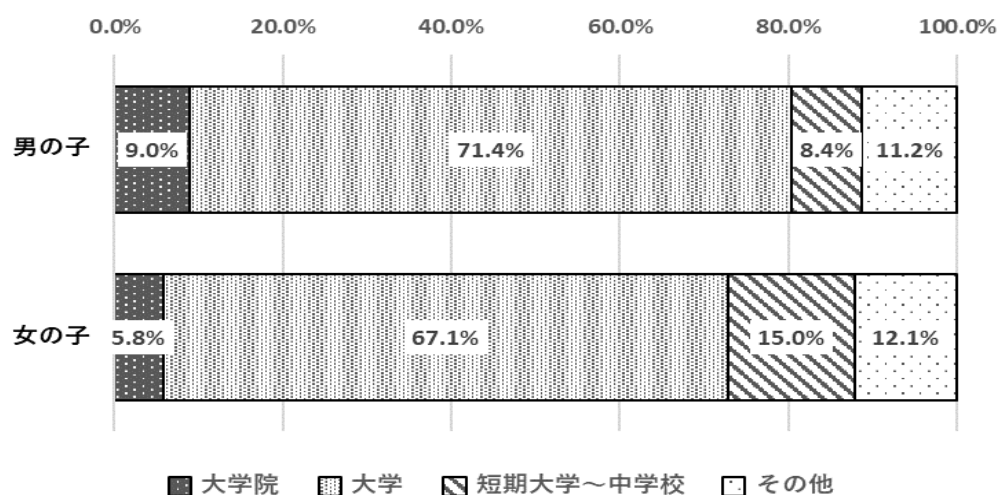
項目	現状値	目標値
小学校の校長・教頭に占める女性の割合	36.5% (令和4年4月1日)	38% (令和7年度)
中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	15.0% (令和4年4月1日)	16% (令和7年度)
男女共同参画センター講座受講者数	1,037人 (令和3年度)	2,000人 (令和9年度)
「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	39.7% (令和3年度)	80% (令和9年度)

施策の方向性(1) 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進

【現状と課題】

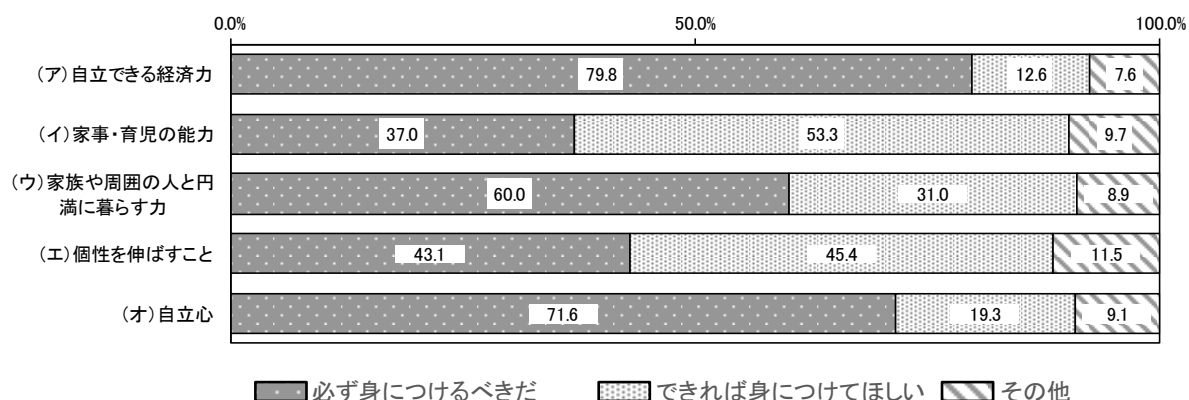
将来における男女共同参画推進を確実なものとし、男女が性別にとらわれず、様々な個性や能力を伸ばす社会を構築するためには、男女平等教育を推進し、性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破することが不可欠です。しかし、令和3年度調査において、「希望する子どもの教育段階について」や「子どもに身につけてほしいことについて」など、子どもの将来に関する質問では、男の子と女の子で異なる結果となるなど、未だに性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが残っていることがうかがえます。

【図 27 親が希望する子どもの最終学歴】



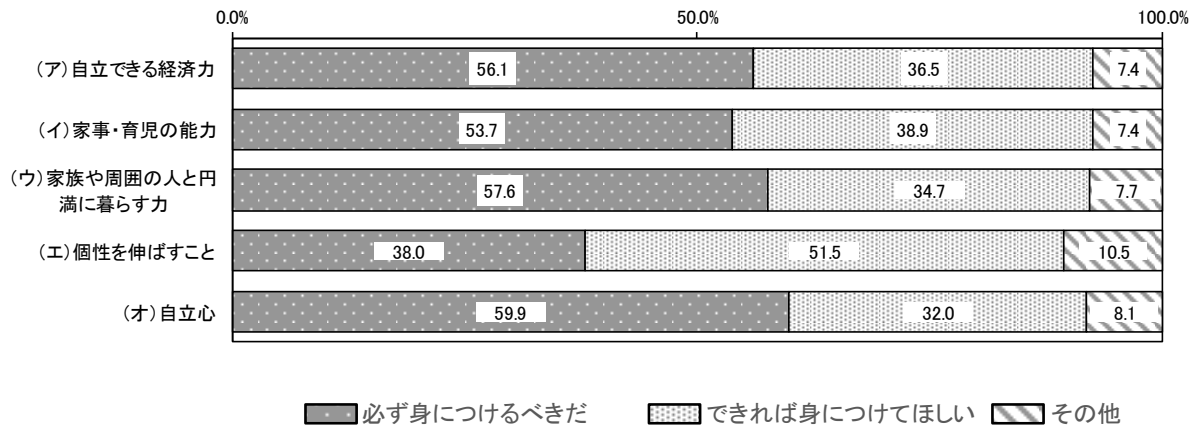
出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 28 親が、子どもに身につけて欲しいこと／男の子】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 29 親が、子どもに身につけて欲しいこと／女の子】

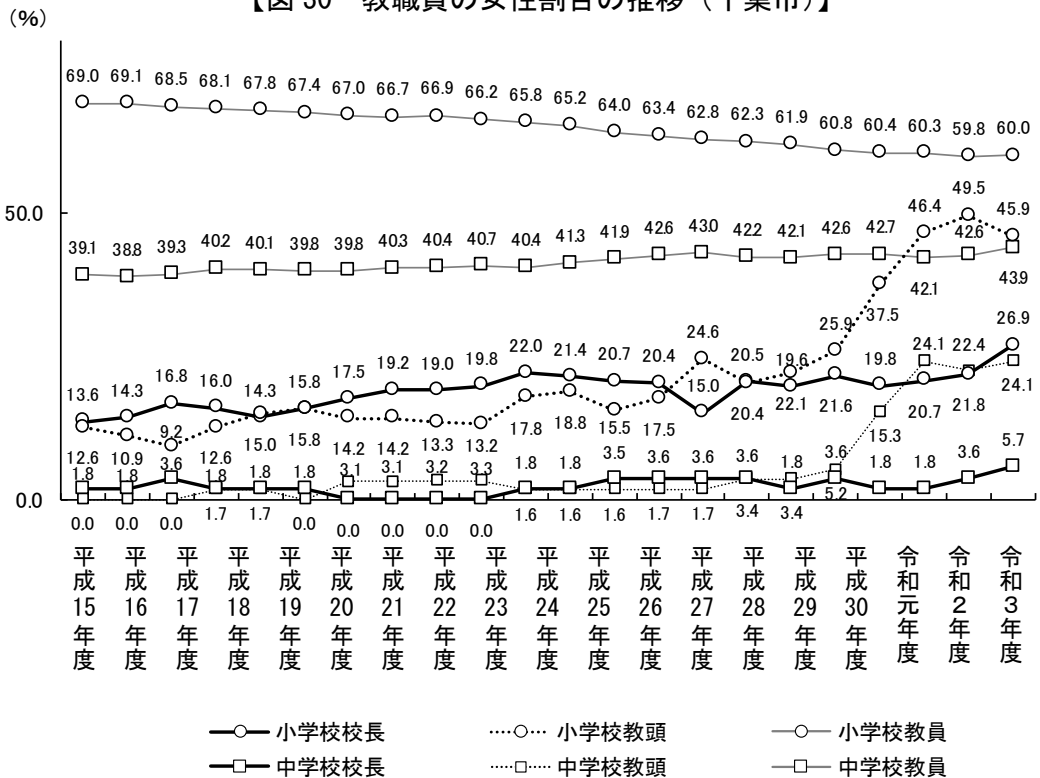


出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

このような偏見や思い込みは、往々にして幼少の頃から形成されると言われています。

また、子どもたちのロールモデルでもある教職員について、平成28年度（2016年度）に策定した千葉市女性職員活躍推進プランに基づき、研修受講の奨励や教務主任への登用など、女性職員の育成に取り組んだことで、近年、校長や教頭などの管理職に占める女性の割合は増加傾向にはありますが、まだ男性の方が多い状況です。

【図 30 教職員の女性割合の推移（千葉市）】



出典：校長・教頭は千葉市教育職員課資料を、教員は「学校基本調査（各年度5月1日時点）」を基に作成

令和2年（2020年）12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」で言及されているように、教育委員会や学校において、女性の能力が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ、積極的格差是正措置などを通じて、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用の推進が必要です。

さらに、子どもたちが、性差による偏見をもたないことはもとより、性別にとらわれることなく主体的に自分の進路を選択し、個性と能力を発揮できる教育環境の整備が必要です。

【具体的事業】

①男女平等教育の推進と、個性や能力を尊重した教育環境づくり

事業名	事業内容	所管課
学校運営への女性教職員の登用促進	学校運営への女性教職員の参画を促進する。	教育職員課
教職員研修の充実	教職員の男女平等教育への理解促進を図る。	教育職員課 教育センター
進路指導の充実	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	教育改革推進課
教育相談の充実	教育センター及び養護教育センター等において、教育相談（電話相談、来所相談、訪問相談等）を行う。	教育センター 養護教育センター
科学教育の推進	科学・技術を身近に感じることができる環境を創出するため、未来の科学者育成プログラムを充実させる。	生涯学習振興課

②キャリア教育の充実

事業名	事業内容	所管課
女性リーダーの育成 〔基本目標Ⅰ-（1）-①の再掲〕	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための支援を実施する。	男女共同参画課
産業人材の育成	次世代を担う子ども達が様々な内容の起業家精神教育が受けられるよう、産学官連携により、市内各地域で講座やイベント等を実施する。	雇用推進課
技術職・技能職の魅力啓発	人手不足が続く技術職・技能職を将来の就労先の選択肢の一つとして認識するきっかけをつくるため、技術職等の魅力を伝える冊子（中学2年生向け）及び動画（中高生とその保護者向け）を作成する。	雇用推進課

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	産学官連携のキャリア教育推進連携会議を設置し、キャリア教育を充実させる。	教育改革推進課 雇用推進課
職業体験学習の推進	小学校、中学校における職業体験学習を通して、働くことの意義を自覚させ、勤労観・職業観を育む中で、社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てる。	教育改革推進課

③政治参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
子ども議会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	千葉市の将来を担う子どもたちが、千葉市の現状と課題について話し合い、その解決に向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高める。	教育指導課
生徒会交流会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	各校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などについてオンラインで情報交換や話し合いを行い、学校間の交流を図るとともに、自校の生徒会活動を充実・発展させるための機会とする。	教育指導課
小学校模擬選挙 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	若者の政治への関心の低さや選挙離れが課題となっている中、子どもの頃から実際の選挙と同様の体験をすることにより、政治や選挙への関心を高める。	選挙管理委員会

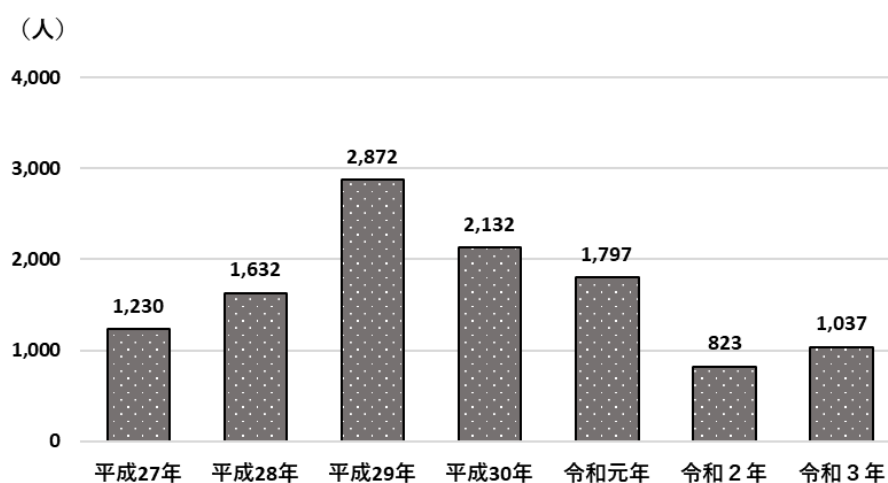
施策の方向性(2) 市民の理解促進・家庭や地域における 学習機会の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を高めることが必要不可欠であり、市では、講演会や男女共同参画週間等、男女共同参画センターでの講座開催等により理解促進を図ってきましたが、性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが根強く残っているのが現状です。

また、男女共同参画センターの講座受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近年大きく減少しました。

【図 31 男女共同参画センターの講座受講者数】



出典：庁内資料を基に作成

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破するため、引き続き、市民の男女共同参画意識の醸成や、男女共同参画に関する拠点施設の機能充実、男女共同参画に関する学習機会の提供等に取り組むことが必要です。

【具体的事業】

①市民の男女共同参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	男女共同参画課
男女共同参画週間の実施	毎年12月の市男女共同参画週間の周知を図るとともに関連行事を開催する。	男女共同参画課
男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画課

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	男女共同参画課
男女共同参画センターの機能充実	男女共同参画社会の実現のため、国の方針に基づき、拠点施設である男女共同参画センターの機能充実に向けて、施設の管理や実施事業の見直しなどを検討する。	男女共同参画課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	男女共同参画課
男女共同参画に関する講座の開催 〔基本目標Ⅱ- (4) -③の再掲〕	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習振興課

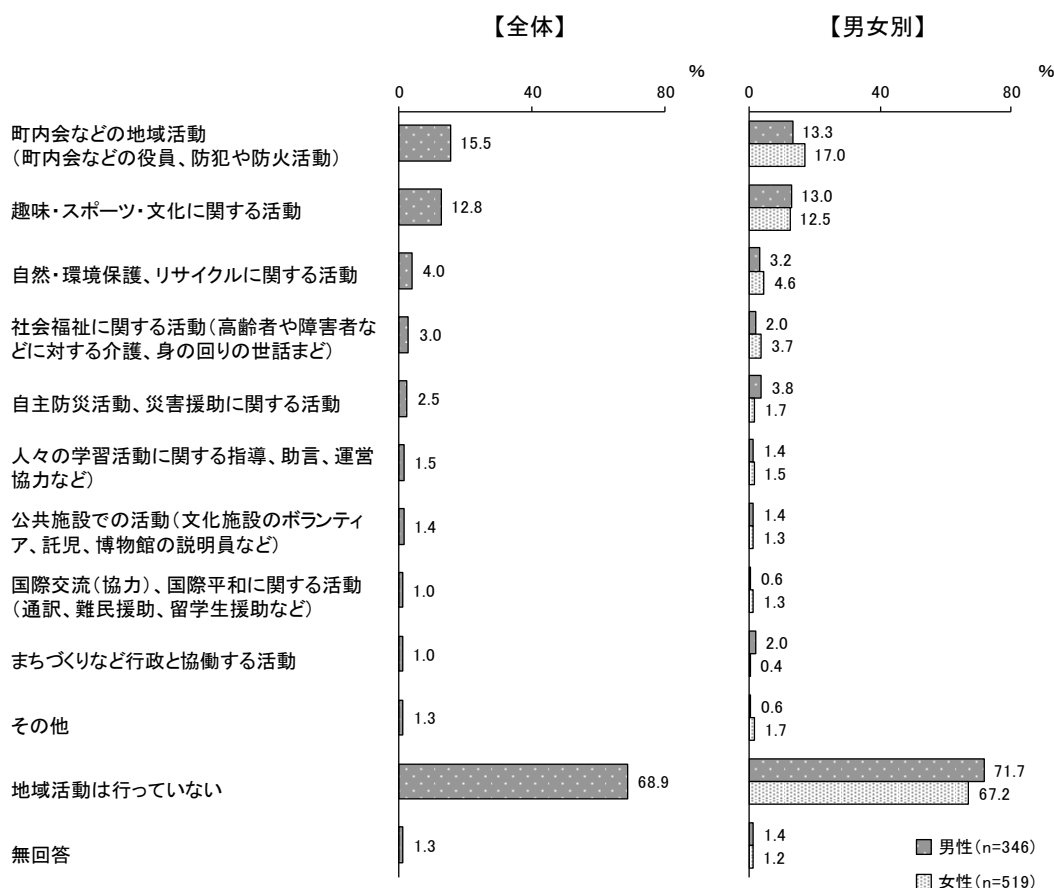
施策の方向性(3) 男女共同参画を推進する 民間団体との連携と支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けての取組みを活発化するためには、一人ひとりが身近な課題に向き合い、主体となって解決する力を身につけることが必要であり、行政、市民、事業者の取組みに加えて、関連する民間団体の活動の充実が重要です。

しかし、令和元年度（2019年度）「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」において、男女ともに7割近くが「地域活動は行っていない」と回答しており、地域活動の担い手が不足しているのが現状です。

【図 32 参加している地域活動の内容】



出典：令和元年度「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」を基に作成

そのため、関連団体への活動支援や人材育成、協働して行うイベントの開催等を通じて、活動の後押しや団体間のネットワーク化を図り、市と民間団体等が連携していく必要があります。

【具体的事業】

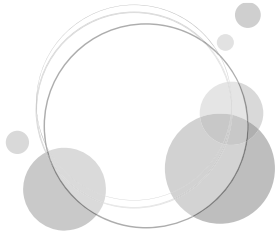
①男女共同参画を推進する民間団体等への支援

事業名	事業内容	所管課
民間団体に対する活動支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ交流の支援、情報の発信・収集を目的に団体登録を行う。	男女共同参画課
男女共同参画を推進する人材の育成	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進する人材を育成する。	男女共同参画課

②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

事業名	事業内容	所管課
市民団体と連携したイベントの開催	市民団体の活動推進、ネットワーク化や男女共同参画センターとの連携強化のため、シンポジウムや講演会、展示などを行うイベントを開催する。	男女共同参画課
千葉県男女共同参画地域推進員との連携	千葉県男女共同参画地域推進員（※）の推薦や、事業の周知等に協力し、地域における男女共同参画社会づくりを支援する。	男女共同参画課

※市長村長の推薦により知事から委嘱され、男女共同参画に関する普及・啓発や、地域における女性のロールモデルの発掘及びその情報発信等の活動している方々



参考資料

1 千葉市の男女共同参画施策の経緯

① 「千葉市婦人問題研究班」発足（昭和62年（1987年））

女性行政のあるべき姿を見出すことを目的として、男女平等に関する課題を正しく捉え総合的な検討を行う「千葉市婦人問題研究班」が発足しました。また同年、市民を対象とした「男女共同参加に関するアンケート」を実施しました。

② 「千葉市女性問題懇話会」発足（平成2年（1990年））

市民、有識者などから構成される「千葉市女性問題懇話会」が発足し、平成3年（1991年）、女性行動計画策定に向けて、その審議の結果が「提言書」として市長に提出されました。

③ 「ちば女性計画・ハーモニープラン」策定（平成3年（1991年））

千葉市女性問題懇話会からの提言を受けて、千葉市初の女性行動計画「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定しました。

④ 「ハーモニー相談室」開設（平成6年（1994年））

女性の抱える問題に幅広く対応するために、「ハーモニー相談室」を開設しました。

⑤ 千葉市女性センターの開設準備委員公募（平成10年（1998年））

千葉市女性センターの開設にあたり、市民と行政との協働の一環として、開設準備委員を広く市民から募りました。

⑥ 「千葉市女性センター」開設（平成11年（1999年））

男女の自立と対等な社会参画を推進するための調査・研究、情報の収集及び提供、相談、研修・学習機会の提供並びに交流支援の拠点施設として、「千葉市女性センター」を開設しました。

⑦ 「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」策定（平成13年（2001年））

千葉市男女共同参画懇話会からの提言を受けて、「ちば女性計画・ハーモニープラン」を改定し、新世紀における千葉市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進す

る「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」を策定しました。

⑧「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」施行（平成15年（2003年））

平成15年（2003年）4月、男女共同参画を推進するために、7つの基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の取り組むべき役割を定めた「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行しました。

⑨「ちば男女共同参画基本計画 新ハーモニープラン」策定
（平成17年（2005年））

平成17年（2005年）3月、条例に基づく最初の基本計画として、男女共同参画社会の形成に関する施策や市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「ちば男女共同参画基本計画新ハーモニープラン」を策定しました。

⑩「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（後期計画）」策定
（平成23年（2011年））

「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」の中間年にあたる平成22年度（2010年度）、社会経済情勢の変化や国の動向等に対応するとともに、計画の推進状況を踏まえ、後期に向けて、より効果的に施策を展開するため、計画の見直しを行いました。（改定時期：平成23年（2011年）3月）

⑪「千葉市女性センター」から「千葉市男女共同参画センター」へ名称変更
（平成23年（2011年））

平成23年（2011年）4月、施設の設置目的や事業内容をよりわかりやすく表現し、性別にかかわらず市民に利用してもらうため、「千葉市女性センター」の名称を「千葉市男女共同参画センター」に変更しました。

⑫「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」策定
（平成28年（2016年））

平成28年（2016年）3月、第4次の基本計画である、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」を策定しました。

⑬「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」策定
（令和5年（2023年））

令和5年（2023年）3月、第5次の基本計画である、「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

2 施策体系表

[基本目標]

[施策の方向性]

[基本的施策]

I 活躍 あらゆる分野 における女性の 活躍	(1) 政策・経営方針決定過程 への女性の参画拡大 重点	①政治・行政分野における女性の参画拡大 ②事業所における女性の活躍推進
	(2) 働く場における男女共 同参画の推進	①職場における男女の機会均等及び賃金格差の是正 ②女性の再就職等の支援 ③起業など雇用によらない働き方等への支援
	(3) 男女がともに担う 地域社会づくり	①地域の各種団体への女性の参画促進
II 暮らしの 安全・安心で 暮らしたい 実現	(1) 配偶者等からの暴力の 防止と被害への対応 重点	本計画の一部として「第3次千葉県DV防止・被害者 支援基本計画」を別に定める
	(2) セクシュアルハラスメ ントや性犯罪等の防止 と被害への対応	①セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応 ②性犯罪等に対する安全対策 ③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実
	(3) 男女共同参画の視点に 立った、困難を抱える 方への支援	①ひとり親家庭の自立支援 ②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援 ③非正規雇用から正規雇用への転換の支援
	(4) 多様性を尊重した暮ら しやすい環境づくり 重点	①多様な性への理解促進 ②LGBTへの支援 ③固定的性別役割分担意識の解消 ④国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり ⑤多文化共生の推進 ⑥ダイバーシティの推進
	(5) 生涯にわたる 健康づくりの促進	①性や健康に関する知識の普及啓発 ②性や健康に関する支援と性差に考慮した医療の推進 ③妊娠や出産への支援 ④乳幼児の親への支援
	(6) 防災・復興における 男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と 普及啓発
III ワーク・ライフ ・バランスの 実現	(1) 多様で柔軟な働き方の 推進 重点	①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり ②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援 ③テレワーク等の多様で柔軟な働き方の促進
	(2) 男女がともに担う家庭 生活づくり（家事・育 児・介護等への支援）	①男性の家事・育児・介護への参画促進と育児休業取得促進 ②子育てに関する相談・支援 ③介護に関する相談・支援
	(3) 市民に寄り添ったデジ タル化の推進	①使いやすい市役所の実現 ②一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供
IV 人材の育成と 理解の促進	(1) 様々な個性や能力を伸 ばし、可能性を拓ける 学校教育等の推進 重点	①男女平等教育の推進と、個性や能力を尊重した 教育環境づくり ②キャリア教育の充実 ③政治参画意識の醸成
	(2) 市民の理解促進・ 家庭や地域における 学習機会の充実	①市民の男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する拠点施設の充実 ③男女共同参画に関する学習機会の提供
	(3) 男女共同参画を推進す る民間団体との連携と 支援	①男女共同参画を推進する民間団体等への支援 ②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の 推進

重点 重点的に実施する施策

3 千葉市男女共同参画ハーモニー条例

平成14年9月25日公布
千葉市条例第34号

千葉市民が、21世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが緊要な課題である。

千葉市は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉市は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野の意思決

定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。

(6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

(7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を策定し、実施する役割を担うものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備する役割を担うものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は性的な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為等を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。

(2) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。

- (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
- (7) 女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(広報活動等)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとする。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第3条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成するものとする。

(男女共同参画週間)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年12月のうち市長が別に定める日から1週間とする。

3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。

(拠点施設)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。

(苦情及び相談の申出等)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、必要な委員(以下この条において「委員」という。)を置く。

2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。

3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。

4 委員は、第2項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。

5 委員は、第1項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員15人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任されることはできない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附則(平成22年3月23日条例第27号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命す

る者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等に

より、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関す

る施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的

地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六

号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十

一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における

女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の

停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年法律第十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年法律第二十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年法律第十二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年法律第六十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和七年法律第六十三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年五月法律第五十二号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える

女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日)

三略

四附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン

策定：令和5年（2023年）3月

改定：令和8年（2026年）3月

発行：千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL: 043-245-5060

E-mail: danjo.CIL@city.chiba.lg.jp
